

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

資料2

案件名：兵庫県地球温暖化対策推進計画（改定案）
 意見募集期間：令和4年2月18日～令和4年3月10日
 意見等の提出件数：183件（40人）

| 区分 | 件数 |
|----------------|----|
| 計画・取組に反映 | 4 |
| 計画・取組に既に盛り込み済み | 67 |
| 引き続き検討 | 62 |
| 今後の検討課題 | 4 |
| 対応困難 | 2 |
| その他 | 44 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|-------------------------------------|---|----|--|
| 1 全体 | あと8年しかない2030年までに、スピード対応で切迫感を持つことが自治体に求められているため、まずこの点の明記が必要である。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 2に記載のとおり、国の温室効果ガス削減目標の強化及び世界規模での今後10年間の行動変容の重要性を踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を強化しています。 |
| 2 | (p. 2) 再生可能エネルギーの導入目標だけでなく、省エネの目標も決めるべき。温室効果ガスの削減は、エネルギーの使用を減らし、化石燃料を使わないエネルギーに置き換え、再生可能エネルギーを創ることで達成される。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 25図表39の2030年度温室効果ガス削減目標内訳表に記載のとおり、削減目標48%の内訳として、各種省エネに関する取組について積み上げています。 |
| 第1章-III 計画の目標 | (p. 2) 兵庫県の総排出量は「2018年度6322万ト」とされ全国都道府県別で第4位の高さである実態を、県民に周知すべき。 その上で、2030年までの年ごとの削減目標を明らかにすべきである。 | 3 | 【引き続き検討します】 各都道府県の地理的条件及び産業構造等によって総排出量が大きく左右されるため、数値を単純に比較することは難しいですが、兵庫県の特性に応じた排出削減対策を計画に盛り込んでおり、引き続き県民への効果的な周知方法を検討していきます。 また、年ごとの削減目標の設定は行っていませんが、p. 87に記載のとおり、毎年、県内の温室効果ガス排出量を推計し公表するとともに、本計画目標値の達成状況及び各種施策の取組状況等は、「兵庫県環境基本計画の点検・評価結果」の中でとりまとめ、兵庫県環境審議会に報告し、意見・提言を求めています。 |
| 4 第4章-II 2050年実質ゼロ社会の姿 | (p. 18、20、21) 現在の快適な生活に浸ってしまった市民にとって、ライフスタイルの転換は相当の苦痛、不自由、不愉快などが伴い、相当の覚悟が必要となるはずであるため、受け身の情報提供では間に合わず、教育活動について言及すべき。 また、事業者・消費者の意識改革について、どう取り組むか言及すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 46に記載のとおり、環境教育副読本等の活用による地球環境問題の理解促進や、各学校における環境教育の振興等を図ります。 また、p. 20、21に記載のとおり、事業者や消費者の意識改革を含む、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた取組の方向性を示しています。 |
| 5 | (p. 19、44) p. 19の屋上緑化のイメージ図では樹木を表現されているが、気候変動を考えると危険。屋上には太陽光電池を設置すべきで、せめてソーラーシェアリングをすべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 19の図は都市緑化の一例をイメージした図です。ご提案のとおり、太陽光発電の設置も屋上の有効活用方法と考えており、p. 35に記載のとおり、屋根等も含め、太陽光発電の導入を推進します。 |
| 6 | (p. 18、21、22) 水素利用は、再生可能エネルギー由来のグリーン水素とすべき。 | 4 | 【既に盛り込み済みです】 低コスト水素の安定供給には、当面はブルー水素も必要と考えます。将来に向けて、p. 37に記載のとおり、グリーン水素の利活用について、産学官が連携した研究・実証を推進します。 |
| 7 第4章-III 2050年実質ゼロの実現に向けた取組の方向性 | (p. 20、30、39) 事業者にカーボンフットプリントの推進を期待できるのか。また、国民がカーボンフットプリントの考え方を認識しているのか。国際的なカーボンフットプリントについての考え方、基準、規制などが必要。 県レベルでは、せいぜい考え方の普及に努めるか、県条例でも作成して思い切った政策を施行するくらいであろう。まず県民に、なぜカーボンフットプリントなのか、温暖化問題の教育を徹底してから話になるかと思う。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 カーボンフットプリント認定制度は、商品のライフサイクル全体で排出された温室効果ガスを「見える化」することで、消費者の行動変容を促す効果があるため、今後の国の動向を注視しつつ、県民・事業者への制度の普及拡大に努めます。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|-----|---|----|---|
| 8 | (p. 20) 「実質ゼロ」への実現に向けた取組では「自分で使うエネルギーを自分で作る暮らし」とし「(再エネ)の需要変動調整に貢献する暮らし」とあり、他にも県民に責任転嫁するような記述が見受けられるが、県としてこのような取組に支援、補助することが求められる。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 2050年「実質ゼロ」の実現に向けては、日常生活における個人の行動変容も重要となりますので、県民一人一人が脱炭素を「自分ごと」として捉え、積極的にライフスタイルの転換の取組を促すために、「うちエコ診断」やセミナー等による普及啓発、太陽光発電や蓄電池導入への補助などを実施しており、引き続き県民の取組への支援等を行います。 |
| 9 | (p. 20) 「消費」の分野に「同じ効用を得るために必要となる物質やエネルギーの消費量を減らすシェアリングエコノミーの定着」とあるが、目指すものは「経済の脱物質化・サービス化」であり「シェアリングエコノミー」とはそのあり方の一面である。そこで、「同じ効用を得るために必要となる物質やエネルギーの消費量を減らす『経済の脱物質化・サービス化』実現のためのシェアリングエコノミー等の推進」などの記述が望ましいと思う。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 ご提案いただいた内容の趣旨を盛り込んで記載しています。 |
| 10 | (p. 20) 「生産と廃棄」分野への追加として、「製品・建造物の長寿命化や、DFE(環境配慮設計)による、ライフサイクルを通じたエネルギー消費及び廃棄物発生量の抑制」を提案する。 | 1 | 【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、p. 20の「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向けた方向性の「生産と廃棄」分野に、「製品・建造物の長寿命化による廃棄物発生量の抑制」や、「環境配慮設計による、ライフサイクルを通じたエネルギー消費の削減」を記載します。 |
| 11 | (p. 20) 「労働」の分野に追加として、「脱炭素型産業への転換過程における、雇用、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の確保・維持」を提案する。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 12 | 第4章-III 2050年実質ゼロの実現に向けた取組の方向性 (p. 20) 「意識改革」の分野に追加として、「『省エネルギーには我慢が必要』、『気候変動対策はコストが大きい』といった先入観を払拭するとともに、人々の生活の質の改善や平和な社会にも繋がる脱炭素社会のビジョンを対話を通じて共有」を提案する。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 13 | (p. 21) 石炭火力発電のバイオやアンモニアへの切り替えは2050年には間に合わず、実現してもアンモニア発電でCO ₂ 削減はわずか4%程度に過ぎない欺瞞性に届くことはない。また、水素発電等への動きに対する県や神戸市の意欲・補助は、2030年までの喫緊対策とはならないことも明示しなくてはならない。 | 2 | 【引き続き検討します】 p. 19に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」社会のイメージを示しており、その実現に向けた取組の方向性の一つとして、p. 21に化石燃料火力発電から水素発電などへの転換について記載しています。 実質ゼロの実現は、現在の取組の単純な延長線にあるとは言えず、ダイナミックな技術革新や社会構造、ライフスタイルの転換が必要であることから、実現に向けた道筋を明確にするために、引き続き議論を続けていきます。 |
| 14 | (p. 21) 水素受入基地の県内立地と水素運搬船の普及による国際水素サプライチェーンの構築とあるが、他国からの輸入に頼っているエネルギー安全保障の観点から好ましくない。削除すべき。 | 1 | 【対応困難です】 国の『第6次エネルギー基本計画』においては、「危機時であっても安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要」とされています。 県においても、エネルギーの多層的な供給構造が必要と考えており、2次エネルギーとして活用が期待される水素についても、国際水素サプライチェーンの構築を含め、様々な供給構造が必要と考えています。 |
| 15 | (p. 21) 県内には、瀬戸内海沿岸に重厚長大産業の工場や事業所のほか、多数の火力発電所が立地しており、県内排出の6割を占めている。これらの産業をいかに脱炭素型に転換するかが温室効果ガス削減の鍵となるが、計画ではその点が明確ではない。産業構造の転換に向けての計画案を示すことを求める。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 29に記載のとおり、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業者等に温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を義務づけており、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進するとともに、積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行います。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|---|---|----|--|
| 16 第4章-III 2050年実質ゼロの実現に向けた取組の方向性 | (p. 21) CCUS、CO ₂ 回収などは技術的にも確立しておらず、国内に適地も少ないとされているため、このような不確実な技術に期待するのではなく、確立している再エネに力を注ぐ必要がある。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 24～27に記載のとおり、省エネの取組及び再生可能エネルギーの導入により、2030年度温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を強化しています。 |
| | (p. 22) 下水道の排熱を利用するべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 22に記載のとおり、ごみ焼却施設や下水道等の廃熱の近隣建物や道路への供給など、未利用エネルギーを活用した地域循環共生圏の構築を推進します。 |
| 18 | (p. 24) 温室効果ガス削減目標も大事ではあるが、もっと身近に感じる取組や、県民の意識の変化などの目標も掲げる必要があるのではないか。 | 1 | 【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、p. 49図表78のとおり、2030年度の施策目標を記載しています。 |
| | (p. 24) 温室効果ガスの削減目標を見直し、引き上げるべき。2050年カーボンニュートラル達成のためには、2030年48%減（2013年比）を少なくとも60%以上（2013年比）とするべき。 ※50%以上：5名、60%以上：6名、野心的：1名 | 12 | 【引き続き検討します】 2030年度の削減目標はp. 24に記載のとおり、産業活動等の社会情勢の将来予測や現時点で考えられる対策による削減量を具体的に積み上げて設定しています。更なる削減には、特に産業部門の技術革新が不可欠であることから、現時点では48%削減の目標は大変高いハードル（目標）と考えます。 なお、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直しを検討していきます。 |
| 19 | (p. 24) 世界は京都議定書の1990年の温室効果ガスの排出量を基準にしているのに、国が目標にしているというだけで2013年の7518万トンという最大排出量から削減目標をつくっているのは積極的に取り組む姿勢ではない。 | 1 | 【その他】 本計画は、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロをゴールとする目標を掲げており、足下から着実に進めていくため、p. 1「I計画の趣旨」及びp. 2の「温室効果ガス削減目標」に記載のとおり、2030年度48%削減の達成に向け取り組むとともに、さらなる高みを目指すとの目標を設定し、積極的な取組と削減を目指すものです。 |
| | (p. 25) 図表39に産業の対策として、生産工程の改善や燃料転換が記載されており、p. 29に計画や報告の義務付けなどが取組内容となっているが、生産工程や燃料転換の具体的な方向付けや支援策が必要。削減量が一番多い部門なので、企業任せでは対策が進まないのではないか。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 29に記載のとおり、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業者等に温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を義務づけており、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進するとともに、積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行います。 また、中小事業者に対する省エネ設備更新等の補助事業や、カーボンニュートラル推進センターの設置による計画推進体制に強化などにより、中小企業をはじめとする事業者対策を推進します。 |
| 20 第5章-I 2030年度の温室効果ガス削減目標 | (p. 25) 削減量48%のうち電力排出係数による補正が16%を占めているが、想定値であるがゆえに過信は禁物。排出係数をどのように実現していくかの施策も必要。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 CO ₂ を排出する化石燃料からの移行が重要であるため、p. 26に記載のとおり、再エネ主力電源化を見据え、第5次計画で設定した2030年度再生可能エネルギーの導入目標を強化しています。 |
| | (p. 25) 2017年度の産業部門排出量構成比について、国は39.1%（p. 15図表33）であり、兵庫県は65%（図表32）と比較して非常に低い。一方、削減目標（p. 25図表40）の「（参考）国目標産業部門▲39.4%」は、意図的かどうかは別にして、すぐ左欄の「兵庫県▲39.2%」と対比するため誤解を与える表記であり、国全体の排出量構成比も合わせて表記した方がよい。 | 1 | 【その他】 p. 25図表40は、本県の温室効果ガス排出量及び削減目標を部門別に分かりやすくまとめたものであり、参考として国の削減目標を併記しています。 |
| 21 | (p. 24、25) 削減目標値の算出方法のSTEP4が見直されているが、「県強化取組」が「県内のあらゆる主体の取組」へと変わり、県としての取組を放棄し、あらゆる主体へ取組を「丸投げ」している。県の取組を強化した上で、県内のあらゆる主体の取組を強化しなければならない。 また、「条例に基づく指導・助言」が削除されているのは問題であるため、復活すべき。 | 1 | 【その他】 世界的な脱炭素化の流れが加速する中、県条例等に基づく取組強化だけでなく、県の取組も含め、県民・事業者も自ら積極的に温室効果ガス排出削減に取り組んでいくことから、表現を改めました。 |
| | | | |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|--|---|----|---|
| 25 第5章-I 2030年度の 温室効果ガス 削減目標 | (p. 25) 都市緑化を吸収源として位置付けるのはおかしい。ヒートアイランド対策としての位置付けのみと考える。枝葉を地域で燃料消費するとか、土に埋めて炭素固定するとかの手法を裏付けすることが必要。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 国の地球温暖化対策計画においても、都市緑化を吸収源として位置づけており、当該計画に合わせて県計画を策定しています。 |
| 26 | (p. 26) 温室効果ガスの削減には再生可能エネルギーの活用が必要である。2030年の再生可能エネルギーの導入目標約30%はあまりにも低すぎる。再エネ導入を義務化する条例を制定するなどして、最低でも国より高い目標にするべき。 | 2 | 【引き続き検討します】 国の2030年度再生可能エネルギー導入目標（36～38%）には、本県に立地していない大規模水力発電（約10%）が含まれているため、県目標（約30%）は実質的に国を上回るものとなります。 なお、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直し等について検討していきます。 |
| 27 | (p. 26) 2030年度の新たな再生可能エネルギー導入目標は、国の第6次エネルギー基本計画の36～38%と比べても大きく下回っており、全く不十分である。長野県などをモデルに、2030年度までに少なくとも50%の導入が必要。 | 1 | 【引き続き検討します】 p. 26に記載のとおり、県や国・市町による導入施策の強化、県民・事業者・行政の取組が進むことを想定するなど、第5次計画からさらに高い目標設定としています。 また、国の2030年度再生可能エネルギー導入目標（36～38%）には、本県に立地していない大規模水力発電（約10%）が含まれているため、県目標（約30%）は実質的に国を上回るものとなります。 なお、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直し等について検討していきます。 |
| 28 | (p. 26) 再生可能エネルギーの導入をさらに増やし、少なくとも40～50%の導入目標を示すべき。そのためには、県営住宅や学校、県保有の建物に太陽光発電設置を義務付けるなどが必要ではないか。 | 1 | 【引き続き検討します】 p. 26に記載のとおり、県や国・市町による導入施策の強化、環境意識の高まりによる県民の取組が進むことを想定し、第5次計画からさらに高い目標設定としています。 また、p. 34に記載のとおり、「再エネ100宣言RE Actionアンバサダー」として事業者を牽引するため、再生可能エネルギー電力の調達や、PPAモデルを活用した太陽光発電設備の設置等を率先して取り組むとともに、p. 35に記載のとおり、県有施設や県有地に太陽光発電の導入を進めます。 なお、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直し等について検討していきます。 |
| 29 第5章-II 2030年度の 再生可能 エネルギー 導入目標 | (p. 26) いつまでに再エネ100%社会を目指すのか、計画を示すべき。 | 3 | 【引き続き検討します】 現時点で、使用する電力を100%再エネで調達する社会の実現時期を示すことは困難ですが、「再エネ100宣言RE Actionアンバサダー」として事業者を牽引するなど、再生可能エネルギーの導入拡大を推進しており、ご提案の内容について引き続き検討します。 |
| 30 | (p. 26、27) 2030年度再生可能エネルギー導入目標のうち、住宅用太陽光発電の割合を増やしてほしい。理由は住宅用太陽光発電は自家消費でもあり、自立のためにも必然と感ずるため。 全体として2～5%でも上積みは可能か。 | 1 | 【引き続き検討します】 p. 26に記載のとおり、住宅用太陽光発電については、県や国・市町による導入施策の強化、環境意識の高まりによる県民の取組が進むことを想定し、第5次計画からさらに高い目標設定としています。 なお、さらなる導入を促進するため、p. 30、35、39については、「住宅関係事業者等の協力を得ながら、県民に太陽光発電の導入効果について分かりやすくPRする」とします。 |
| 31 | (p. 26) 改定案では事業所用太陽光発電と風力発電が大幅追加となっているが、改定前と比べて特に風力の取組や施策が追加されていない。これで大丈夫なのか。 | 1 | 【引き続き検討します】 本改定案における風力発電の導入目標の大幅追加は、把握し得る県内の具体的な導入計画の積み上げによるものですが、p. 36に記載のとおり、引き続き全国の先進事例等の情報収集を行い、県内での新たな掘り起こしを推進します。 |
| 32 | (p. 26) 2030年度のバイオマス発電は現状の3倍で30%の計画であるが、全国の電源構成5%と比べて差が大きい。「具体的な計画を踏まえて設定」とあるが姿は見えない。木質バイオマスであれば、県内の木材で調達可能なのか。具体的な施策の展開が必要。 | 1 | 【引き続き検討します】 2030年度のバイオマス発電の導入目標は、把握し得る県内の具体的な導入計画の積み上げによるものです。また、p. 44に記載のとおり、「県産木材の利用促進等に関する指針」に基づき、県産木材の安定供給の推進及び木質バイオマスの利用促進に取り組むとともに、p. 38に記載のとおり、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入と域内循環を図る「地域循環共生圏」の創出を推進します。 |
| 33 | (p. 26) 再生可能エネルギーの導入目標だけでなく、全体の消費量の削減目標と要因なども言及すべき。取組によって、どのくらい全体の電力消費を削減すべきなのか。 | 1 | 【今後の検討課題です】 p. 27図表42に記載のとおり、2020年度の県内電力消費量は36,543百万kWhに対し、国のエネルギー基本計画の削減率を考慮して2030年度の値（34,348百万kWh）を算定していますが、県独自の電力消費量の算出についても今後検討します。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|--|--|----|--|
| 34 第5章-II 2030年度の 再生可能 エネルギー 導入目標 | (p. 26) 兵庫県は原発隣接自治体であり、福島第一原発事故、今般のロシアウクライナ情勢を見ても原発がいかに危険な存在であるかは明白であり、国とは一線を画して、原発廃止を前提としたエネルギー策定を行うことを要望する。 | 1 | 【その他】 電源構成を含むエネルギー政策の根幹は、国が責任を持って進めるものと考えます。 県は、国のエネルギー政策の動向を注視した上で、今後必要に応じて計画の見直し等を行います。 |
| | (p. 27) 再エネ別に基本ポテンシャル及びそのうち利用可能なポテンシャルが記載されていると、県としての取組の前提として理解しやすい。 例えば、p27の図表42に記載するとわかりやすい。 | 1 | 【引き続き検討します】 国が公表しているポテンシャルデータは、土砂災害への懸念や景観の悪化など、地域の細かな実情等までは反映されたものではないため、県の再エネ導入ポテンシャルの示し方などは、引き続き検討します。 |
| 35 第5章-III 2030年度目標 の達成に向け た方針 | (p. 28) 人材育成も必要だが、「全市民層へのPR活動」が必要ではないか。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 84に記載のとおり、環境学習・教育の推進、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うなど、地域住民・事業者・団体等への地球温暖化に関する情報の提供や活動の促進を行います。 |
| | (p. 28) 当面、水素社会実現より省エネ、再エネ導入を徹底することを優先するべき。 | 3 | 【既に盛り込み済みです】 p. 24～27に記載のとおり、省エネの取組及び再生可能エネルギーの導入により、2030年度温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を強化しています。 |
| | (p. 28) 兵庫県下では、瀬戸内海沿岸に重厚長大産業のほか、多数の火力発電所が立地しており県排出の6割を占めていることから、脱炭素型の産業・経済構造への転換を県民、地域と共に進めるべきだが、これが示されていない。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 P. 83において、事業者も地域の一員であり、社会的責任という観点から、従業員への環境学習・教育を実施するとともに、労働組合や消費者団体・地域団体、または行政等と連携して温室効果ガスの排出抑制等に取り組む旨、事業者の役割として示しています。 事業者に対しては、p. 29に記載のとおり、「環境の保全と創造に関する条例」に基づく温室効果ガス排出抑制計画・措置結果報告制度を強化することにより、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進します。 |
| 39 第5章-IV 削減策の取組 方針1-1 | (p. 29) 県内では2022年以降にも新たな石炭火力発電所の運転開始が予定されており、大規模排出源が増えることになる。ぜひ、県内の火力発電所廃止について検討すべき。 | 18 | 【その他】 石炭火力発電については、昨年、資源エネルギー庁が示した方針に従い、非効率な石炭火力発電は順次廃止されていくものと考えております。 なお、本計画に基づき、石炭火力発電の廃止や他燃料への転換など積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行っていきます。 |
| | (p. 29) 温暖化を進める神戸製鋼石炭火力発電所の稼働を止めてほしい。 | 8 | 【その他】 石炭火力発電については、昨年、資源エネルギー庁が示した方針に従い、非効率な石炭火力発電は順次廃止されていくものと考えております。 県としては、「発電施設の導入時点において採用可能な最も高効率で二酸化炭素排出量の少ない発電施設を導入し、適切な維持管理を図ることにより、二酸化炭素排出量を抑制すること。そのうえで、二酸化炭素総排出量の増加に見合う削減方策を売電先の対策を含め、手段を明確にして必ず確実に実施し、二酸化炭素総排出量を施設の供用によって増加させないこと。」などの意見書を平成30年3月16日付けで経済産業省に提出しています。これを受け、事業者は「施設の供用による二酸化炭素総排出量を増加させないようにする。」旨の回答を環境影響評価書（平成30年5月）に示しています。 |
| | (p. 29) 県の総排出量6322万トンのうち上位20社だけで約3200万トンを占め、ここの削減目標を明確にさせることが決定的であり、各社に2030年までの削減計画を明示させることと、その追跡報告体制の確立が重要である。 | 5 | 【既に盛り込み済みです】 p. 29に記載のとおり、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業者等に温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を義務づけており、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進します。 |
| | (p. 29) 兵庫県の排出量の6割強を占めている神戸製鋼・住友セメント・日本製鉄・関電などに厳しく排出削減を求めることになると思うが、その具体策はできているのか。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 29に記載のとおり、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業者等に温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を義務づけており、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進します。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|---------------------------------|---|----|---|
| 43 | (p. 29) 「条例に基づく温暖化アセス制度として、一定規模以上の工場・事業所の新增設を行う事業者に対して・・・事前届出を義務付け」、「条例に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築・増築しようとする者に対し・・・」とあるが、新增設だけでなく既設工場・事業所、建築物への適用も検討すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業者等に温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を義務づけており、既設工場等についても、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進するとともに、積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行います。 |
| 44 | (p. 29) 国に炭素税の導入を求めるべき。 | 1 | 【その他】 炭素税の導入については、現在国において検討中であるため、動向を注視します。 |
| 45 | (p. 29) 全ての発電所において、コ・ジェネレーションを導入した取組を重視すべき。水道と同様に温排水を利用した給湯システムを公的にライフラインに準じて整備し、エネルギー効率を引き上げるべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 46 第5章-IV 削減策の取組 方針1-1 | (p. 30) 「事業者によるカーボンフットプリントを推進し・・・」の取組について、「製造から消費(川上から川下)まで一体となった」とあるが、循環型社会を指向する上では資源採取からリサイクルなども含んだ「ライフサイクルにわたる」といった記述が望ましいと思う。 | 1 | 【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、下線部のとおり修正しました。 事業者によるカーボンフットプリントを推進し、製品製造に伴うCO ₂ 排出量の見える化を図るとともに、県民による脱炭素製品等の購入を促し、商品やサービスのライフサイクル全体にわたる温暖化対策を推進する。 ※p. 39に再掲あり。 |
| 47 | (p. 29) 取組内容への追加として、「化石燃料依存型の産業から脱炭素型産業への転換」を提案する。 具体的な施策としては、産業の転換を促すためのアナウンス・補助金、労働者への教育・訓練・給付金など新産業への移行促進などが挙げられる。 削減効果：産業・業務・家庭・運輸 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 「兵庫県特定物質排出抑制に関する指針」に基づき、事業者に2030年度の削減目標を策定させるとともに、脱炭素社会を実現するための取組方針の策定等を促します。 |
| 48 | (p. 29) 「事業者の温室効果ガス排出削減の推進」として、一定規模以上の事業者は排出削減計画書の作成や報告を求めるものの、これは各事業者が自ら定めた排出削減計画を実行するものである。削減目標達成に向けては、こうした自主的な取り組みに頼るのではなく、県として実質的に温室効果ガス排出削減を促す仕組みを構築することが必要ではないか。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 「環境の保全と創造に関する条例」に基づく、温室効果ガス排出抑制計画書の策定及び措置結果報告書の提出、公表制度は、実質的に温室効果ガス排出削減を促す仕組みと考えています。 |
| 49 | (p. 30) FC電車を織り込むべき。特に非電化区間であれば電化工事は無用で、重量物の水素ポンプを搭載して走行できるので効果が出やすい。また、路線周辺の地域が再エネ利用のR水素を作成すれば地域の発展になる。加えて、地域の鉄道ネットワークをICT化して、地域間の物流の活性化で採算改善の一助とする。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 21に記載のとおり、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向けた取組の方向性の一つとして、「非電化区間のディーゼル列車のFC化」を掲げています。 |
| 50 第5章-IV 削減策の取組 方針1-2 | (p. 30) 県下の戸建て住宅の屋根に太陽光発電を設置した場合の発電量を最大ポテンシャルとして、設置率を何%目指すといった具体的な目標と支援策を記載すべき。 | 1 | 【今後の検討課題です】 p. 26に記載のとおり、県全体の住宅用太陽光発電の総量(kWh)で目標値を設定の上、進捗管理していますが、各住宅の立地環境や構造等が様々であることから、設置率については今後検討します。 なお、補助等の支援策については、p. 30、35及び39に記載しています。 |
| 51 | (p. 30) FIT利用の売電魅力がなくなり設置意欲が低下するのを避けるため、自家消費型住宅用太陽光発電の設置効果もわかりやすく記載すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 26に記載のとおり、太陽光発電に限らず、再生可能エネルギーの導入は、脱炭素社会の実現に不可欠であることはもとより、レジリエンスの向上や地域資源の有効活用の観点からも更に導入拡大を図る必要があることから、再エネ主力電源化を見据え、第5次計画で設定した2030年度再生可能エネルギーの導入目標を強化します。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|---------------------------------|---|----|--|
| 52 | (p. 30) 再生可能エネルギー、特に太陽光発電をさらに普及拡大するには、家屋の屋根上をもっと活用すべき。 そのためにも、新築や改築などのタイミングで太陽光発電のメリットを分かってもらえるような普及啓発が必要ではないか。 | 1 | 【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、p. 30「2 事業活動や家庭でのエネルギー利用の効率化」2段目について、以下のとおり下線部を追記しています。 <u>住宅関係事業者等の協力を得ながら</u> 、県民に太陽光発電の導入効果について分かりやすくPRするとともに、家庭用蓄電システムや電気自動車充電設備（V2H）、住宅用太陽光発電システムの設置に対して補助を行うことで、創エネ設備の導入及び電力の自家消費を促進する。 ※p. 35、39に再掲あり。 |
| 53 | (p. 30) 電気自動車の普及も急がれるが、乗り換えには特典や補助が必要。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 30に記載のとおり、温室効果ガス排出の少ないEV等導入への補助・融資等の支援を行います。 |
| 54 | (p. 30) ガソリンスタンド等に電気充電スタンドを設置する場合の補助制度を創設すべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 国の補助金の活用等が有効と考えますが、ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 55 第5章-IV 削減策の取組 方針1-2 | (p. 30) 「家庭用蓄電システムや電気自動車充電設備の補助を行う」とあるが、戸建て住宅だけでなく、マンションへの設備設置補助も行うようにしなければ、電気自動車の普及は進まない。「戸建て及びマンションへ適用する」と明記すべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 集合住宅のニーズや導入効果なども踏まえ、ご提案いただいた内容について引き続き検討します。 |
| 56 | (p. 30) ZEBやZEHをもっと広報してほしい。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 30に記載のとおり、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指すZEHやZEBの普及を促進します。 |
| 57 | (p. 30) 運送部門では、欧米諸国の圧力に屈する拙速な電気自動車の導入には反対する。2030年過ぎまでを見通した場合には、日本の抜きん出たハイブリッド、スカイアクティブなどの技術による低燃費車の導入比率を引き上げることの方がエネルギーバランスの観点からも現実的である。 | 1 | 【その他】 2050年実質ゼロ社会に向けては、CO ₂ を排出しない電気自動車の普及が必要と考えますが、p. 30に記載のとおり、当面の2035年までは、乗用車の新車販売を100%電動車（ハイブリッド自動車含む）にすることを念頭に支援等を行います。 |
| 58 | (p. 30) 取組内容への追加として、「天然ガス・LPGから、再生可能エネルギー由来の電力、バイオマス、廃熱利用への転換を促進する」を提案する。 削減効果：産業・業務・家庭・運輸 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 35～39に記載のとおり、再生可能エネルギー導入に関する支援や各取組の実施により、産業部門をはじめとした各部門への同エネルギー導入を促進します。 |
| 59 第5章-IV 削減策の取組 方針1-3 | (p. 31) 「下水処理場・下水汚泥のバイオガス化及び固形燃料化によるエネルギーの有効活用推進」とあるが、水素製造も可能と思われる。下水処理場に水素ステーション建設も加えるべき。 | 1 | 【今後の検討課題です】 現在、下水汚泥からの水素製造や水素利用については実証実験の段階であり、需要と供給のバランスやコスト面など解決すべき課題もあることから、今後の検討課題とさせていただきます。 |
| 60 第5章-IV 削減策の取組 方針1-4 | (p. 31) 木材の利用については、燃料にしてもカーボンニュートラルではあるが、木材を建築物などの構造物として利用すれば炭素固定になり、森林管理によるCO ₂ 吸収と合わせてカーボンマイナスになる。この点をCO ₂ 削減効果に織り込んではどうか。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 25図表39「吸収源」において、「建築物への県産木材利用促進」をCO ₂ 削減効果として盛り込んでおり、p. 44に記載のとおり、カーボンニュートラルな資源としての木材利用を促進します。 |
| 61 | (p. 31) 取組内容への追加として、「県民と事業者の対話を促し、店舗の深夜営業や過剰包装、自動販売機などの過剰なサービスの削減や、環境配慮型の商品・サービスの開発を促進する」を提案する。 削減効果：産業・業務・家庭・運輸 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 84、85に記載のとおり、県及び市町の役割として、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、地域の住民・事業者・団体等との連携により、地域に応じた取組を進めます。 |
| 62 第5章-IV 削減策の取組 方針1-6 | (p. 32) 格子状高規格道路建設計画を見直すべき。（物流を鉄道、船等に戻していく） | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 33に記載のとおり、鉄道、船舶への物流に転換するモーダルシフトを推進します。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|---------------------------------|---|----|---|
| 63 第5章-IV 削減策の取組 方針1-7 | (p.33) 県立学校を含め、新設する県施設を原則ZEB化するべき。 | 1 | [引き続き検討します] ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 64 | (p.33) 既設県施設の計画的なZEB化改修計画を作るべき。 | 1 | [引き続き検討します] ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 65 第5章-IV 削減策の取組 方針1-8 | (p.34) 有機農業や地産地消を積極的に進めるべき。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.34に記載の「兵庫県環境創造型農業推進計画」に基づき、有機農業実施面積の拡大を推進します。 また、p38に記載のとおり、「まちづくり基本方針」に基づき、エネルギーや食の地産地消で自立したまちを目指します。 |
| 66 | (p.35) 住宅用太陽光発電について、高齢者にも理解できるようにしてほしい。非住宅用の場合、自然が破壊されるような設置にならないように進めてほしい。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.30及びp.35に記載のとおり、県民に太陽光発電の導入効果について分かりやすくPRします。また、p.84に記載のとおり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮した上で、地球温暖化対策推進法第21条第5項に基づき市町が定める促進区域の設定に関する基準を定めるなど、地域共生型の再生可能エネルギー導入を促進します。 |
| 67 | (p.35) 各市で再生可能エネルギーを推進し、県は市に補助金を出すべき。 | 1 | [その他] 県内市町はそれぞれが地域の実情に応じた再生可能エネルギーの推進施策を実施しています。引き続き、市町と連携し、県全体での再生可能エネルギーの導入拡大を促進します。 |
| 68 | (p.35) 公共施設や一定規模以上の建築物あるいは事業者に対しては、再エネ導入を義務化する条例を制定するなど、新しい制度が必要である。 | 3 | [引き続き検討します] ご意見いただいたような制度の創設については、引き続き検討します。 |
| 69 第5章-IV 削減策の取組 方針2 | (p.35) 兵庫県は山河の自然環境に恵まれた土地柄であるため、再生可能エネルギー潜在量(太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマス等)の調査を進め、地域で積極的に利用出来るようにする支援・補助を求める。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.38に記載のとおり、未利用スペース(荒廃農地やため池等)を活用した太陽光発電(ソーラーシェアリングや水上設置)の導入可能性の調査、太陽光発電やバイオマス発電及び熱供給の導入を進め、各地域において「地域循環共生圏」の創出を目指します。 |
| 70 | (p.35) 石炭火力発電へのアンモニア混焼を表明している事業者もあるが、アンモニア生成時のCO ₂ 排出や、燃焼時の大気汚染物質排出等の課題があるため、不確かな技術ではなく、確立している再エネに力を注ぐ指導が必要である。 | 1 | [引き続き検討します] p.29に記載のとおり、石炭火力発電の廃止・燃料転換等も含めた積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行います。 ただ、本件に限らず、実質ゼロの実現は、現在の取組の単純な延長線にあるとは言えず、ダイナミックな技術革新等が必要であることから、イノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直しを検討していきます。 |
| 71 | (p.35) 再生可能エネルギー(洋上風力・波力発電等)の拡大に資源を投入すべき。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.36に記載のとおり、引き続き全国の先進事例等の情報収集を行い、県内での新たな掘り起こしを推進します。 |
| 72 | (p.35) ・自治体呼びかけで再エネ電気共同購入(東京都他) ・太陽光パネル、蓄電池共同購入事業(長野県)を実施すべき。 | 1 | [引き続き検討します] ご提案いただいた施策については、本県で取り組む上での効果等も検証しながら、引き続き検討します。 |
| 73 | (p.35) 屋根貸し台帳を整備すべき。 | 1 | [引き続き検討します] 建物ごとに太陽光発電への適合度を地図上に示した、いわゆる「ソーラー屋根台帳」については、地域の実情等を考慮したポテンシャルの把握方法等に関して課題がありますが、引き続き検討します。 |
| 74 | (p.35) 兵庫県の豊かな自然を生かした自然エネルギーの開発に予算をつけ、取り組んでほしい。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.35~39に記載のとおり、再生可能エネルギー導入に関する支援等の事業を実施しており、今後も地域資源を生かした同エネルギー導入を推進します。 |
| 75 第5章-IV 削減策の取組 方針2-1 | (p.35) 太陽光パネルの廃棄、リサイクルに対する体制も早急に確立すべき。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.35に記載のとおり、太陽光発電の導入拡大を推進するに当たっては、廃棄費用の積立や撤去後の適正処理について周知を行います。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|---|--|----|---|
| 76 第5章-IV 削減策の取組 方針2-3 | (p.36) バイオマス発電は、燃料を海外に依存したものであれば「カーボンニュートラル」とは言えない。地産地消の県内産燃料供給と計画的な植林造林が伴わなければ、二酸化炭素を吸収する森林を失い、二酸化炭素の排出が増えるだけとなる。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.44に記載の「県産木材の利用促進等に関する指針」に基づき、県産木材の安定供給の推進や木質バイオマスの利用促進に取り組めます。 また、p.38に記載のとおり、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入と域内循環を図る「地域循環共生圏」の創出を推進します。 |
| 77 第5章-IV 削減策の取組 方針2-4 | (p.36) 地域の地熱資源を有効活用でき、地域分散型エネルギー供給の一端を担う温泉バイナリー発電について、補助金制度を整備し、導入目標を明確にして具体的に取り組みを進めるべき。 | 1 | [引き続き検討します] 現状、具体的な新たな計画がないため目標値も0kWとしています。p.36に記載のとおり、県内での再構築・新たな掘り起こしを推進します。 なお、補助金制度については、今後の動向を踏まえて検討します。 |
| 78 第5章-IV 削減策の取組 方針2-4 | (p.36) 小型風力発電機、家庭用風力発電機の郊外住宅、工場への導入推進を検討すべき。 | 1 | [引き続き検討します] ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 79 第5章-IV 削減策の取組 方針2-4 | (p.36) 地熱も地熱発電ばかりではなく、もっと戸建て住宅、オフィスビルを中心に地中熱利用の促進を図るべき | 1 | [既に盛り込み済みです] p.37に記載のとおり、太陽熱や地中熱、バイオマス熱など再生可能エネルギー熱利用の普及拡大を推進するため、熱供給施設の整備に対する補助や融資等の支援を行います。 |
| 80 第5章-IV 削減策の取組 方針2-5 | (p.37) 太陽熱温水器は太陽光発電に比べて安価でエネルギー変換効率も高く、リサイクルも容易であるため、郊外の住宅や工場での利用促進を推奨すべき。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.37に記載のとおり、太陽熱や地中熱、バイオマス熱など再生可能エネルギー熱利用の普及拡大を推進するため、熱供給施設の整備に対する補助や融資等の支援を行います。 |
| 81 第5章-IV 削減策の取組 方針2-5 | (p.37) 太陽光発電において、耕作放棄地での農地転用も挙げられているが、農地転用よりもソーラーシェアリングによる農地再開を念頭に送電線網へのアクセスへの助成などを図り、農業従者の拡大を図るべき。 | 1 | [引き続き検討します] p.37に記載のとおり、自立・分散型地域エネルギーシステムを導入するなど先導モデルとなる設備を整備する地域団体等に対して補助等により、荒廃農地などにもソーラーシェアリングの導入を促進していますが、ご提案の内容については引き続き検討します。 |
| 82 第5章-IV 削減策の取組 方針3 | (p.38) 気候危機対策に全力をあげるとともに、エネルギー・電力供給は再生可能エネルギーによって自給自足が可能であるとの大きな目標を県政策として掲げるべき。 | 2 | [既に盛り込み済みです] p.38に記載のとおり、再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー代金を域外に流出させない自立的で持続可能な災害に強い地域分散型エネルギーシステムを構築する「地域循環共生圏」の創出を推進しています。 |
| 83 第5章-IV 削減策の取組 方針4 | (p.39) 今の快適な暮らしから「COOL CHOICE」、「省エネ」、「エシカル消費」などへのライフスタイルを転換するには、費用、不自由、苦痛など不利になることばかり。簡単に表現されているが、何か白々しさを感ずる。省エネでは、買い換えよりも現状使用品のメンテナンスを優先すべき。 | 1 | [引き続き検討します] 2050年脱炭素社会の実現に向けては、日常生活における個人の行動変容も重要となりますので、引き続き「COOL CHOICE」等の取組を推進していきます。 また、使用品のメンテナンスによる長寿命化など、持続可能な循環型社会の構築に向けた施策を展開していきます。 |
| 84 第5章-IV 削減策の取組 方針4-3、 4-4 | (p.41、48) Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)の3Rは簡素で定着してきたが、今後はこの3Rに、Repair(リペア)とRefuse(リフューズ)を加えた5Rが必要になってくるのではないか。 | 1 | [引き続き検討します] 国が定める「循環型社会形成推進基本計画」においては、Reduce、Reuse、Recycleの3Rを推進していますが、県としては、RepairとRefuseも重要な取組と考えますので、そのような視点も取り入れながら、持続可能な循環型社会の構築に向けた施策を展開していきます。 |
| 85 第5章-IV 削減策の取組 方針4-4 | (p.41) ジュース・水等のペットボトルを牛乳同様、再生可能な紙パックに置き換えることを推進してはどうか。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.41に記載のとおり、紙製品も含めたプラスチック代替製品への転換を進めるための取組を推進します。 |
| 86 第5章-IV 削減策の取組 方針4-4 | (p.41) プラスチックごみを減らすべき。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.41、42に記載のとおり、プラスチックごみ対策に関する取組を推進します。 |
| 87 第5章-IV 削減策の取組 方針4-4 | (p.41) リサイクルにかかるカーボンフットプリントを考えると、CO ₂ 削減効果はあるのか。使用しないライフスタイルを考えるべき。どうしてもプラごみは、サーマルリサイクルの方が合理的ではないか。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.41に記載のとおり、3Rの徹底によりプラスチックごみを削減させるとともに、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチック等のプラスチック代替製品への転換を促進します。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|---------------------------------|--|----|--|
| 88 第5章-IV 削減策の取組 方針4-4 | (p.41) マイバッグ運動は定着してきたので、例えば容器包装の減量、規制運動のような新しい取組は明示できないのか。 | 1 | [引き続き検討します] ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 89 第5章-IV 削減策の取組 方針4-5 | (p.42) 小家族が多くなっている中、基本的に現在の食品パックは量が多く、販売は逆に動いている。小量は基本的に割高であるため、販売業者への指導と対策が求められる。 | 1 | [引き続き検討します] 消費者の環境意識の高まりを受けた産業界の動向を注視していきます。 |
| 90 第5章-IV 削減策の取組 方針4-5 | (p.42) 学校教育、家庭のしつけ教育の中で、「もったいない」精神が廃れてしまっているように思う。教育をどうしていくのか考えるべき。フードドライブは家庭に頼るより、第一義的には販売店、メーカーが取り組むべきではないか。そもそも、家庭でそういう食品が発生することがおかしいのではないか。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.42に記載のとおり、温室効果ガス排出の少ないライフスタイルへの転換に繋がる「フードドライブ」の全県展開を図り、食品ロス削減を推進します。 |
| 91 第5章-IV 削減策の取組 方針4-6 | (p.42) ブランド品以外は買い取りせず、焼却されている可能性が高い。資源回収はなされているが、周知徹底不足。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.41に記載のとおり、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、引き続き、一層の廃棄物の3Rの徹底を図ります。 |
| 92 第5章-IV 削減策の取組 方針5 | (p.43、50) 鹿、猪などから森と国土を守るために、獣肉の消費推進を図るべき。現在、獣肉の消費は殺傷数の15%程度（ジビエレストラン）と聞いている。肉と皮の消費推進に補助金をもっと出していくべき。CO ₂ を大量にはき出す牛肉消費は時代遅れ。 | 1 | [引き続き検討します] 県では、捕獲されたシカ等の有効活用を行うため、シカ丸ごと一頭活用大作戦を展開しており、処理加工施設やレストラン等が設立するひょうごニホンジカ推進ネットワークと協力して、ジビエの普及・需要増に取り組んでいるところです。引き続き、ジビエの利用拡大に取り組んで参ります。 |
| 93 第5章-IV 削減策の取組 方針5-1 | (p.43) 市民が森に投資する仕組みを作ってはどうか。その資金で森を整備し、植林をする。その樹木が育ったら伐採してお金にして資金提供者に還元する。 | 1 | [引き続き検討します] p.43に記載のとおり、「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」を活用した県内森林の植林活動等の取組を推進しておりますが、ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 94 第5章-IV 削減策の取組 方針5-1 | (p.43) 「里山」等は中間地域に住んでいる住民にとって、命の源であると考えている。二酸化炭素の吸収源でもある里山等の保全の支援をお願いしたい。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.43に記載のとおり、CO ₂ の吸収機能を含めた森林の多面的機能が持続的に発揮できるよう、「植林・保育・伐採・利用」を行う資源循環型林業を展開し、豊かな森づくりと適正な森林管理を進めます。 |
| 95 第5章-IV 削減策の取組 方針5-2 | (p.44) 製造時に多くのCO ₂ を排出するコンクリート製を止めて、木材を使った建物を推奨すべき。県の施設はすべて木製にする。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.44に記載のとおり、公共施設や民間施設の木造・木質化を推進するとともに、木造住宅における県産木材のシェア拡大を推進します。 |
| 96 第5章-IV 削減策の取組 方針5-2 | (p.44) 伐採した木は大切に扱ってほしいため、セルロースナノファイバーの開発にも力を注いでほしい。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.21に記載のとおり、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向けた取組の方向性の一つとして、セルロースナノファイバーなど環境負荷の少ない素材の製造・活用による高度な循環型社会の実現を掲げています。 |
| 97 第5章-IV 削減策の取組 方針5-3 | (p.44) 道路や公園等の緑化運動を進めるべき。 | 2 | [既に盛り込み済みです] p.44に記載のとおり、都市緑化等によるヒートアイランド対策と吸収源対策として、住民団体等が行う植樹や芝生化などの緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」による都市緑化を推進します。 |
| 98 第5章-IV 削減策の取組 方針5-3 | (p.44) 「都市緑化を推進する」とあるが、明石公園の樹木が大量に伐採されており、この方針に反することを県が率先して行っていることに抗議する。伐採した本数の樹木苗木を補植することを要求する。 | 1 | [対応困難です] 明石公園の一部樹木は、文化財の保全と歴史的景観の維持向上を目的とし、やむを得ず伐採したものであることから、伐採した本数の樹木苗木の補植は対応困難と考えます。 |
| 99 第5章-IV 削減策の取組 方針5-4 | (p.45) 「工場・事業場や下水処理場からの適切な栄養塩供給を図る」とあるが、栄養塩を破壊する「火力発電所の温排水への塩素使用」を禁止しなければ効果がない。火力発電所の冷却配管づまり除去にはスポンジボール利用を義務づけ、塩素使用を止めるよう指導・助言を行うことを追加すべき。 | 1 | [その他] 排水中の塩素濃度について、基準はないため知見の収集に努め、必要に応じて検討の課題とさせていただきます。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|----------------------------------|---|----|---|
| 100 第5章-IV 削減策の取組 方針6-1 | (p.45) 人材育成に「地球温暖化防止活動推進員」がクローズアップされているが、こんな当ての無い「やってます！感」の表現はない。小職は昨年よりこの役を委嘱されたが、難しい。 育成、教育活動は、権威・義務・統制などが背景にないと進まない。 | 1 | 【引き続き検討します】 地球温暖化防止活動推進員の協力の下、地域で普及啓発活動を実施することにより、地域内で環境意識が高まるなどの効果が期待できると考えています。 P.45からp.46に記載の人材育成事業とも連携した活動も進めながら、引き続き地域に根ざした普及啓発等を促進します。 |
| 101 | (p.45) 学生推進員の対象を広げ、小学生、中学生、高校生も参加する仕組みとして、推進員とこれらの学生推進員との交流を図ってはどうか。 次に、企業との交流を実現する。 | 1 | 【引き続き検討します】 学生推進員の事業は、2021年度から始めた取組であり、効果を検証した上で、ご提案いただいた内容について引き続き検討します。 |
| 102 第5章-IV 削減策の取組 方針6-2 | (p.47) より良い再生可能エネルギーの研究や推進への予算を増やして進めるべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.47に記載のとおり、地球温暖化対策に資する研究への支援や、県民・事業者・団体・行政等各主体のニーズに沿った情報の発信を行います。 |
| 103 | (p.63) 「森林の災害外力」に対する強靱性を高め、局地的な豪雨等においても下流域に甚大な被害を与えないよう、山腹崩壊や土石流等山地災害被害を防止・軽減するため、事前防災への取組にも施策重点を拡充していくこと。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.64に記載のとおり、適応策の取組として、森林の防災機能向上に関する施策を推進します。 |
| 104 第6章-III 適応策の取組 | (p.63) ●危険渓流の流木・土石流被害を軽減するため、災害緩衝林の造成や簡易流木止め施設を設置、●危険木伐採等の森林整備による里山林の土砂災害等の抑制、●高齢人工林をパッチワーク状に部分伐採した跡地に広葉樹を植栽し、風水害等に強い多様な森林を整備、●地域住民や森林ボランティア団体等による自発的な森林整備活動（危険木伐採、土砂流出防止柵設置等）の支援等があるが、それを実行に移すための仕組みづくりをお願いしたい。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.64に記載している内容については、現在の取組を示したものです。 |
| 105 | (p.69) 市内に残る少ない田んぼのうち、夏場に水田として使用されている所でも稲作が途中で止められたりしている。温暖化防止のためにも水田として残してほしい。 | 1 | 【その他】 p.70に記載のとおり、適応策の将来の取組の方向性として、CO ₂ の削減及び生物多様性の保全に貢献するグリーンインフラ（例：農地、緑地、河川等）の活用を推進します。 |
| 106 第7章-II 推進体制 | (p.85) 新設する「ひょうごカーボンニュートラル推進センター（仮称）」については、従来の市場メカニズムを理解しつつ、強い施策執行力を兼ね備えた体制が望まれ、同センターによるリーダーシップを強力に発揮すべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 p.86に記載のとおり、（公財）ひょうご環境創造協会内の各組織を一体的に運営するとともに、県民・事業者・団体・行政等の各主体間をつなぐ中間支援組織としての機能が期待される「ひょうごカーボンニュートラル推進センター（仮称）」においては、県及び関係機関とも連携し、国内外の動向に対応した新たな施策の立案等に努め、中小企業をはじめとする事業者対策を推進します。 |
| 107 | 関連データが豊富であり、ノウハウの蓄積がある兵庫県に「防災庁」を創設すべき。災害データの分析及び富岳等による研究開発の先端化を図り、災害の復旧復興策、さらには事前防災、減災技術に資する研究開発等、英知の拠点とすべき。 | 1 | 【その他】 防災庁の創設については、国際防災関係機関が集積する神戸周辺への設置に向け、国に要望しています。 |
| 108 その他 | 「地球温暖化」を「地球熱帯化」に、「温室効果ガス」を「環境悪化ガス」に、「温帯地域」を「亜熱帯地域」に改め、さらに「温暖化、〇〇効果ガス」の表示を今日の緊急事態に相応しい「危機を体現する」表示表現に改め、社会の意識啓蒙を図ること。 | 1 | 【その他】 本計画は、国内外の文献等を参考にして適切な用語や表現を用いています。今後計画を見直す中で、必要に応じて適切な表現に改めるなど対応します。 |
| 109 | ゼロカーボンにするため、原子力発電所は建設ストップとし、他県の原子力発電所の操業を止めるよう呼びかけてほしい。 | 1 | 【その他】 電源構成を含むエネルギー政策の根幹は、国が責任を持って進めるものと考えます。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|-----|--|----|---|
| 110 | 風車・太陽光を手掛けている企業がなくなっている中、温暖化対策が事業になるよう県内企業を育成すべき。例えばAIを利用して飛躍的に効率を高める方法を見出す企業を育成すると、ごみ発電の最適な燃焼運営などを考えることができるかもしれない。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.46に記載のとおり、脱炭素経営に必須となるAI、IoT、DX等に関するセミナー等を実施し、温暖化対策に資するIT人材育成を支援します。 |
| 111 | 新温泉町の温泉バイナリー発電は十分な活用ができていないため、改修するか再度新設してほしい。温泉熱の利用が軌道に乗れば日本全国で有効利用できる。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 新温泉町のバイナリー発電は、非常時において活用できると聞いています。 現状、具体的な新たな計画がないため目標値も0千kWとしていますが、p.36に記載のとおり、県内での再構築・新たな掘り起こしを推進します。 |
| 112 | 大学・高専などが積極的に取り組むよう、防災分野等をはじめとした研究費の支援を実施すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.47に記載のとおり、「兵庫県最先端技術研究事業」により、産学官連携による萌芽的な研究調査や立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトに対して補助を行うなど、地球温暖化対策に資する研究等への支援を行っています。 |
| 113 | 紙パックが増えると紙の需要が増え森林資源が減りCO ₂ 吸収量が減少する懸念があるため、工作放棄地にケナフを植えて紙資源として有効活用してはどうか。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 114 | 環境活動家のグレタさんに代表される次世代の担い手であるZ世代の声（話し合い）を反映した内容であるべき。また、学校教育現場での気候変動教育（ESD/SDGs）との連携や、環境及びエネルギーについての情報交換が市民間レベルでできるZ世代による「デジタル空間（プラットフォーム）」の構築を検討すべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 p.45、46に記載のとおり、「再エネ事業化人材育成事業」及び「ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクト」により、若い世代を含めた人材の育成を実施しています。 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| その他 | 世界では増える方向にある原発の有効活用について、我が国では構成比以上の深掘りが避けられているように見受けられるため、原発の使用ゼロ化ではなく、平然たる意見交換を客観的にすべき。 再エネだけでは国民負担が大きく、現実的かつ総合的なエネルギー問題への対応に、兵庫県としての立ち位置を示すことも今後の道標の一つとして大切である。 | 1 | 【その他】 電源構成を含むエネルギー政策の根幹は、国が責任を持って進めるものと考えます。 |
| 115 | | | |
| 116 | 1991年のピナトッポ火山の大噴火による被害や、最近のトンガの大噴火や阿蘇山の噴火警戒レベル3の事態しかり、万一の火山噴火によって太陽光発電はエネルギー源として十分に賄えるのだろうか。ある意味、脱炭素ばかりでなく地球寒冷化にも備えるエネルギー強靱化視点も少なからず必要ではないか。 | 1 | 【その他】 今後も、国内外の機関（IPCC、環境省、研究機関等）から得られる科学的知見を注視しながら、計画を推進していきます。 |
| 117 | 成果の見え難いCO ₂ 削減策ありきの施策は懐疑的となり取組への支持も消極的になるため、具体的な取組が見える化されれば、温暖化防止に寄与するのではないか。例えば、環境負荷が極めて大きい産業と言われるファッション業界において、神戸ファッション業界あげての計画的な取組を促し、エシカル消費情報などを発信させる施策も重要ではないか。 | 1 | 【今後の検討課題です】 産業界で脱炭素の流れが加速する中、今後の取組の動向を注視した上で、具体的な取組の見える化について検討します。 |
| 118 | SDGsの視点を大事に、環境、住民の健康、資源の有効利用、経済成長など、住みやすい兵庫県を実現するために計画を立ててほしい。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 「資料編」において、削減策の各取組等をSDGsの視点で整理し、一覧表で示しています。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|-----|---|----|---|
| 119 | 知事公約の県立高校への太陽光発電設備と蓄電池の設置を速やかに進める。 | 1 | 【その他】 県立高校への「太陽光発電設備」及び「蓄電池」の整備については、令和2年度に完了しています。 「太陽光発電設備」 ※国の特別史跡(姫路城)内に立地しているなどの学校(姫路東、姫路聴覚特支)を除き、設置可能な学校には100%整備済：153校 「蓄電池」 GND基金(H25～H28)活用の範囲内で、避難所指定の学校に併せて一部の学校に蓄電池(基金必須)整備済：25校 |
| 120 | 知事公約の県庁舎で使用するすべての電力を再生可能エネルギーで賄う「RE100」の実現を目指し、導入施設及び導入割合の拡大工程を示す計画を策定。 | 1 | 【引き続き検討します】 県庁舎RE100を推進するため、県施設への太陽光発電導入ポテンシャル調査を実施し、導入施設を精査のうえ、導入計画を検討します。 |
| 121 | 知事公約の県公用車において、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車等の導入工程を示す計画を策定。 | 1 | 【引き続き検討します】 p.33に記載のとおり、公用車を更新又は新規導入する場合は、原則として電動車(燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)を導入することとしていますが、計画については、引き続き検討します。 |
| 122 | 短距離航空便は廃止する方向で検討するべき。 | 1 | 【その他】 路線の決定は、各航空会社が判断すべき内容と考えます。 なお、p.39に記載の「COOL CHOICE」の推進には、長距離移動を伴う旅行時や出張時における鉄道、バス等の利用を推進することも含まれています。 |
| 123 | 県の財産運用で、ESG投資を積極的に行うべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 124 | 知事が公募した学生と環境問題について、議論する場を設置するべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 125 | 無作為抽出した県民と気候市民会議を開催するべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 126 | 2021年3月改定「地球温暖化対策推進計画案」のパブリックコメントを提出していますが、その具体的な成果を県民、特にパブリックコメントを提出した住民に発表すべき。 | 1 | 【その他】 各年度ごとの取組や進捗状況等を、兵庫県環境白書で公表しています。 なお、2021年3月の計画改定時にいただいたご意見及び対応内容については、以下ホームページに公表しています。 https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/info_list/21969 |
| 127 | 審議会が2回開催されただけで改定案が決定されているため、今回の意見募集のみで終わらず、タウンミーティングや若者の意見を取り入れるための大学・学校等での周知や意見聴取の実施など、幅広く県民に知らせ、意見を聞く取組を実施すべき。 | 2 | 【引き続き検討します】 現在審議いただいている「兵庫県環境審議会大気環境部会」は、各分野の学識者に加え、消費者団体の代表者や各業界団体の代表者、県会議員等も委員に就任いただいております。 計画改定後も、普及啓発イベントや「高校生環境・未来リーダー育成プロジェクト」等人材育成などの機会を捉えて、幅広く意見を聴取するよう検討していきます。 |
| 128 | 県立明石公園の樹木伐採などもそうだが、国からの方針に独自に何の科学的検討も行わず、県民の意見を聞くこともなく、CO ₂ 抑制に関する配慮もせず、コメントもなく、一方的に実施する県の事業計画には問題がある。里山保全、直交集積板などの活用をはじめとする建造物への木材活用の促進なども含めて、しっかりとした森林活用計画の策定を求める。 | 1 | 【その他】 p.43、44に記載のとおり、引き続き、森林等の整備、木材利用の促進、ヒートアイランド対策と吸収源対策の推進等を図ります。 |

その他

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

資料2

案件名：兵庫県地球温暖化対策推進計画（改定案）
 意見募集期間：令和4年2月18日～令和4年3月10日
 意見等の提出件数：183件（40人）

| 区分 | 件数 |
|----------------|----|
| 計画・取組に反映 | 4 |
| 計画・取組に既に盛り込み済み | 67 |
| 引き続き検討 | 62 |
| 今後の検討課題 | 4 |
| 対応困難 | 2 |
| その他 | 44 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|-----------------------------------|---|----|--|
| 全体 | あと8年しかない2030年までに、スピード対応で切迫感を持つことが自治体に求められているため、まずこの点の明記が必要である。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 2に記載のとおり、国の温室効果ガス削減目標の強化及び世界規模での今後10年間の行動変容の重要性を踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を強化しています。 |
| 第1章-III 計画の目標 | (p. 2) 再生可能エネルギーの導入目標だけでなく、省エネの目標も決めるべき。温室効果ガスの削減は、エネルギーの使用を減らし、化石燃料を使わないエネルギーに置き換え、再生可能エネルギーを創ることで達成される。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 25図表39の2030年度温室効果ガス削減目標内訳表に記載のとおり、削減目標48%の内訳として、各種省エネに関する取組について積み上げています。 |
| | (p. 2) 兵庫県の総排出量は「2018年度6322万トンとされ全国都道府県別で第4位の高さ」である実態を、県民に周知すべき。 その上で、2030年までの年ごとの削減目標を明らかにすべきである。 | 3 | 【引き続き検討します】 各都道府県の地理的条件及び産業構造等によって総排出量が大きく左右されるため、数値を単純に比較することは難しいですが、兵庫県の特性に応じた排出削減対策を計画に盛り込んでおり、引き続き県民への効果的な周知方法を検討していきます。 また、年ごとの削減目標の設定は行っていませんが、p. 87に記載のとおり、毎年、県内の温室効果ガス排出量を推計し公表するとともに、本計画目標値の達成状況及び各種施策の取組状況等は、「兵庫県環境基本計画の点検・評価結果」の中でとりまとめ、兵庫県環境審議会に報告し、意見・提言を求めています。 |
| 第4章-II 2050年実質ゼロ社会の姿 | (p. 18、20、21) 現在の快適な生活に浸ってしまった市民にとって、ライフスタイルの転換は相当の苦痛、不自由、不愉快などが伴い、相当の覚悟が必要となるはずであるため、受け身の情報提供では間に合わず、教育活動について言及すべき。 また、事業者・消費者の意識改革について、どう取り組むか言及すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 46に記載のとおり、環境教育副読本等の活用による地球環境問題の理解促進や、各学校における環境教育の振興等を図ります。 また、p. 20、21に記載のとおり、事業者や消費者の意識改革を含む、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた取組の方向性を示しています。 |
| | (p. 19、44) p. 19の屋上緑化のイメージ図では樹木を表現されているが、気候変動を考えると危険。屋上には太陽光電池を設置すべきで、せめてソーラーシェアリングをすべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 19の図は都市緑化の一例をイメージした図です。ご提案のとおり、太陽光発電の設置も屋上の有効活用方法と考えており、p. 35に記載のとおり、屋根等も含め、太陽光発電の導入を推進します。 |
| 第4章-III 2050年実質ゼロの実現に向けた取組の方向性 | (p. 18、21、22) 水素利用は、再生可能エネルギー由来のグリーン水素とすべき。 | 4 | 【既に盛り込み済みです】 低コスト水素の安定供給には、当面はブルー水素も必要と考えます。将来に向けて、p. 37に記載のとおり、グリーン水素の利活用について、産学官が連携した研究・実証を推進します。 |
| | (p. 20、30、39) 事業者にカーボンフットプリントの推進を期待できるのか。また、国民がカーボンフットプリントの考え方を認識しているのか。国際的なカーボンフットプリントについての考え方、基準、規制などが必要。 県レベルでは、せいぜい考え方の普及に努めるか、県条例でも作成して思い切った政策を施行するくらいであろう。まず県民に、なぜカーボンフットプリントなのか、温暖化問題の教育を徹底してから話になるかと思う。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 カーボンフットプリント認定制度は、商品のライフサイクル全体で排出された温室効果ガスを「見える化」することで、消費者の行動変容を促す効果があるため、今後の国の動向を注視しつつ、県民・事業者への制度の普及拡大に努めます。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|-----------------------------------|--|----|--|
| 第4章-III 2050年実質ゼロの実現に向けた取組の方向性 | (p.20) 「実質ゼロ」への実現に向けた取組では「自分で使うエネルギーを自分で作る暮らし」とし「(再エネ)の需要変動調整に貢献する暮らし」とあり、他にも県民に責任転嫁するような記述が見受けられるが、県としてこのような取組に支援、補助することが求められる。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 2050年「実質ゼロ」の実現に向けては、日常生活における個人の行動変容も重要となりますので、県民一人一人が脱炭素を「自分ごと」として捉え、積極的にライフスタイルの転換の取組を促すために、「うちエコ診断」やセミナー等による普及啓発、太陽光発電や蓄電池導入への補助などを実施しており、引き続き県民の取組への支援等を行います。 |
| | (p.20) 「消費」の分野に「同じ効用を得るために必要となる物質やエネルギーの消費量を減らすシェアリングエコノミーの定着」とあるが、目指すものは「経済の脱物質化・サービス化」であり「シェアリングエコノミー」とはそのあり方の一面である。そこで、「同じ効用を得るために必要となる物質やエネルギーの消費量を減らす『経済の脱物質化・サービス化』実現のためのシェアリングエコノミー等の推進」などの記述が望ましいと思う。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 ご提案いただいた内容の趣旨を盛り込んで記載します。 |
| | (p.20) 「生産と廃棄」分野への追加として、「製品・建造物の長寿命化や、DFE(環境配慮設計)による、ライフサイクルを通じたエネルギー消費及び廃棄物発生量の抑制」を提案する。 | 1 | 【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、p.20の「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向けた方向性の「生産と廃棄」分野に、「製品・建造物の長寿命化による廃棄物発生量の抑制」や、「環境配慮設計による、ライフサイクルを通じたエネルギー消費の削減」を記載します。 |
| | (p.20) 「労働」の分野に追加として、「脱炭素型産業への転換過程における、雇用、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の確保・維持」を提案する。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | (p.20) 「意識改革」の分野に追加として、「『省エネルギーには我慢が必要』、『気候変動対策はコストが大きい』といった先入観を払拭するとともに、人々の生活の質の改善や平和な社会にも繋がる脱炭素社会のビジョンを対話を通じて共有」を提案する。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | (p.21) 石炭火力発電のバイオやアンモニアへの切り替えは2050年には間に合わず、実現してもアンモニア発電でCO ₂ 削減はわずか4%程度に過ぎない欺瞞性に屈してはならない。また、水素発電等への動きに対する県や神戸市の意欲・補助は、2030年までの喫緊対策とはならないことも明示してはならない。 | 2 | 【引き続き検討します】 p.19に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」社会のイメージを示しており、その実現に向けた取組の方向性の一つとして、p.21に化石燃料火力発電から水素発電などへの転換について記載しています。 実質ゼロの実現は、現在の取組の単純な延長線にあるとは言えず、ダイナミックな技術革新や社会構造、ライフスタイルの転換が必要であることから、実現に向けた道筋を明確にするために、引き続き議論を続けていきます。 |
| | (p.21) 水素受入基地の県内立地と水素運搬船の普及による国際水素サプライチェーンの構築とあるが、他国からの輸入に頼っているのはエネルギー安全保障の観点から好ましくない。削除すべき。 | 1 | 【対応困難です】 国の『第6次エネルギー基本計画』においては、「危機時であっても安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要」とされています。 県においても、エネルギーの多層的な供給構造が必要と考えており、2次エネルギーとして活用が期待される水素についても、国際水素サプライチェーンの構築を含め、様々な供給構造が必要と考えています。 |
| | (p.21) 県内には、瀬戸内海沿岸に重厚長大産業の工場や事業所のほか、多数の火力発電所が立地しており、県内排出の6割を占めている。これらの産業をいかに脱炭素型に転換するかが温室効果ガス削減の鍵となるが、計画ではその点が明確ではない。産業構造の転換に向けての計画案を示すことを求める。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.29に記載のとおり、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業者等に温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を義務づけており、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進するとともに、積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行います。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|-----------------------------------|---|----|---|
| 第4章-III 2050年実質ゼロの実現に向けた取組の方向性 | (p. 21) CCUS、CO ₂ 回収などは技術的にも確立しておらず、国内に適地も少ないとされているため、このような不確実な技術に期待するのではなく、確立している再エネに力を注ぐ必要がある。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 24～27に記載のとおり、省エネの取組及び再生可能エネルギーの導入により、2030年度温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を強化しています。 |
| | (p. 22) 下水道の排熱を利用するべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 22に記載のとおり、ごみ焼却施設や下水道等の廃熱の近隣建物や道路への供給など、未利用エネルギーを活用した地域循環共生圏の構築を推進します。 |
| 第5章-I 2030年度の温室効果ガス削減目標 | (p. 24) 温室効果ガス削減目標も大事ではあるが、もっと身近に感じる取組や、県民の意識の変化などの目標も掲げる必要があるのではないかと。 | 1 | 【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、p. 49図表78のとおり、2030年度の施策目標を記載しています。 |
| | (p. 24) 温室効果ガスの削減目標を見直し、引き上げるべき。2050年カーボンニュートラル達成のためには、2030年48%減（2013年比）を少なくとも60%以上（2013年比）とするべき。 ※50%以上：5名、60%以上：6名、野心的：1名 | 12 | 【引き続き検討します】 2030年度の削減目標はp. 24に記載のとおり、産業活動等の社会情勢の将来予測や現時点で考えられる対策による削減量を具体的に積み上げて設定しています。更なる削減には、特に産業部門の技術革新が不可欠であることから、現時点では48%削減の目標は大変高いハードル（目標）と考えます。 なお、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直しを検討していきます。 |
| | (p. 24) 世界は京都議定書の1990年の温室効果ガスの排出量を基準にしているのに、国が目標にしているというだけで2013年の7518万トンという最大排出量から削減目標をつくっているのは積極的に取り組む姿勢ではない。 | 1 | 【その他】 本計画は、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロをゴールとする目標を掲げており、足下から着実に進めていくため、p. 1「I計画の趣旨」及びp. 2の「温室効果ガス削減目標」に記載のとおり、2030年度48%削減の達成に向け取り組むとともに、さらなる高みを目指すとの目標を設定し、積極的な取組と削減を目指すものです。 |
| | (p. 25) 図表39に産業の対策として、生産工程の改善や燃料転換が記載されており、p. 29に計画や報告の義務付けなどが取組内容となっているが、生産工程や燃料転換の具体的な方向付けや支援策が必要。削減量が一番多い部門なので、企業任せでは対策が進まないのではないかと。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 29に記載のとおり、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業者等に温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を義務づけており、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進するとともに、積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行います。 また、中小事業者に対する省エネ設備更新等の補助事業や、カーボンニュートラル推進センターの設置による計画推進体制に強化などにより、中小企業をはじめとする事業者対策を推進します。 |
| | (p. 25) 削減量48%のうち電力排出係数による補正が16%を占めているが、想定値であるがゆえに過信は禁物。排出係数をどのように実現していくかの施策も必要。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 CO ₂ を排出する化石燃料からの移行が重要であるため、p. 26に記載のとおり、再エネ主力電源化を見据え、第5次計画で設定した2030年度再生可能エネルギーの導入目標を強化しています。 |
| | (p. 25) 2017年度の産業部門排出量構成比について、国は39.1%（p. 15図表33）であり、兵庫県の65%（図表32）と比較して非常に低い。一方、削減目標（p. 25図表40）の「（参考）国目標産業部門▲39.4%」は、意図的かどうかは別にして、すぐ左欄の「兵庫県▲39.2%」と対比するため誤解を与える表記であり、国全体の排出量構成比も合わせて表記した方が良い。 | 1 | 【その他】 p. 25図表40は、本県の温室効果ガス排出量及び削減目標を部門別に分かりやすくまとめたものであり、参考として国の削減目標を併記しています。 |
| | (p. 24、25) 削減目標値の算出方法のSTEP4が見直されているが、「県強化取組」が「県内のあらゆる主体の取組」へと変わり、県としての取組を放棄し、あらゆる主体へ取組を「丸投げ」している。県の取組を強化した上で、県内のあらゆる主体の取組を強化しなければならない。 また、「条例に基づく指導・助言」が削除されているのは問題であるため、復活すべき。 | 1 | 【その他】 世界的な脱炭素化の流れが加速する中、県条例等に基づく取組強化だけでなく、県の取組も含め、県民・事業者も自ら積極的に温室効果ガス排出削減に取り組んでいくことから、表現を改めました。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|--|---|----|---|
| 第5章-I 2030年度の 温室効果ガス 削減目標 | (p. 25) 都市緑化を吸収源として位置付けるのはおかしい。ヒートアイランド対策としての位置付けのみと考える。枝葉を地域で燃料消費するとか、土に埋めて炭素固定するとかの手法を裏付けすることが必要。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 国の地球温暖化対策計画においても、都市緑化を吸収源として位置づけており、当該計画に合わせて県計画を策定しています。 |
| 第5章-II 2030年度の 再生可能 エネルギー 導入目標 | (p. 26) 温室効果ガスの削減には再生可能エネルギーの活用が必要である。2030年の再生可能エネルギーの導入目標約30%はあまりにも低すぎる。再エネ導入を義務化する条例を制定するなどして、最低でも国より高い目標にするべき。 | 2 | 【引き続き検討します】 国の2030年度再生可能エネルギー導入目標（36～38%）には、本県に立地していない大規模水力発電（約10%）が含まれているため、県目標（約30%）は実質的に国を上回るものとなります。 なお、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直し等について検討していきます。 |
| | (p. 26) 2030年度の新たな再生可能エネルギー導入目標は、国の第6次エネルギー基本計画の36～38%と比べても大きく下回っており、全く不十分である。長野県などをモデルに、2030年度までに少なくとも50%の導入が必要。 | 1 | 【引き続き検討します】 p. 26に記載のとおり、県や国・市町による導入施策の強化、県民・事業者・行政の取組が進むことを想定するなど、第5次計画からさらに高い目標設定としています。 また、国の2030年度再生可能エネルギー導入目標（36～38%）には、本県に立地していない大規模水力発電（約10%）が含まれているため、県目標（約30%）は実質的に国を上回るものとなります。 なお、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直し等について検討していきます。 |
| | (p. 26) 再生可能エネルギーの導入をさらに増やし、少なくとも40～50%の導入目標を示すべき。そのためには、県営住宅や学校、県保有の建物に太陽光発電設置を義務付けるなどが必要ではないか。 | 1 | 【引き続き検討します】 p. 26に記載のとおり、県や国・市町による導入施策の強化、環境意識の高まりによる県民の取組が進むことを想定し、第5次計画からさらに高い目標設定としています。 また、p. 34に記載のとおり、「再エネ100宣言RE Actionアンバサダー」として事業者を牽引するため、再生可能エネルギー電力の調達や、PPAモデルを活用した太陽光発電設備の設置等を率先して取り組むとともに、p. 35に記載のとおり、県有施設や県有地に太陽光発電の導入を進めます。 なお、今後の国の動向や脱炭素社会の実現に向けたイノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直し等について検討していきます。 |
| | (p. 26) いつまでに再エネ100%社会を目指すのか、計画を示すべき。 | 3 | 【引き続き検討します】 現時点で再エネ100%社会の実現時期を示すことは困難ですが、「再エネ100宣言RE Actionアンバサダー」として事業者を牽引するなど、再生可能エネルギーの導入拡大を推進しており、ご提案の内容について引き続き検討します。 |
| | (p. 26、27) 2030年度再生可能エネルギー導入目標のうち、住宅用太陽光発電の割合を増やしてほしい。理由は住宅用太陽光発電は自家消費でもあり、自立のためにも必然と感ずるため。 全体として2～5%でも上積みは可能か。 | 1 | 【引き続き検討します】 p. 26に記載のとおり、住宅用太陽光発電については、県や国・市町による導入施策の強化、環境意識の高まりによる県民の取組が進むことを想定し、第5次計画からさらに高い目標設定としています。 なお、さらなる導入を促進するため、p. 30、35、39については、「住宅関係事業者等の協力を得ながら、県民に太陽光発電の導入効果について分かりやすくPRする」とします。 |
| | (p. 26) 改定案では事業所用太陽光発電と風力発電が大幅追加となっているが、改定前と比べて特に風力の取組や施策が追加されていない。これで大丈夫なのか。 | 1 | 【引き続き検討します】 本改定案における風力発電の導入目標の大幅追加は、把握し得る県内の具体的な導入計画の積み上げによるものですが、p. 36に記載のとおり、引き続き全国の先進事例等の情報収集を行い、県内での新たな掘り起こしを推進します。 |
| | (p. 26) 2030年度のバイオマス発電は現状の3倍で30%の計画であるが、全国の電源構成5%と比べて差が大きい。「具体的な計画を踏まえて設定」とあるが姿は見えない。木質バイオマスであれば、県内の木材で調達可能なのか。具体的な施策の展開が必要。 | 1 | 【引き続き検討します】 2030年度のバイオマス発電の導入目標は、把握し得る県内の具体的な導入計画の積み上げによるものです。また、p. 44に記載のとおり、「県産木材の利用促進等に関する指針」に基づき、県産木材の安定供給の推進及び木質バイオマスの利用促進に取り組むとともに、p. 38に記載のとおり、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入と域内循環を図る「地域循環共生圏」の創出を推進します。 |
| | (p. 26) 再生可能エネルギーの導入目標だけでなく、全体の消費量の削減目標と要因なども言及すべき。取組によって、どのくらい全体の電力消費を削減すべきなのか。 | 1 | 【今後の検討課題です】 p. 27図表42に記載のとおり、2020年度の県内電力消費量は36,543百万kWhに対し、国のエネルギー基本計画の削減率を考慮して2030年度の値（34,348百万kWh）を算定していますが、県独自の電力消費量の算出についても今後検討します。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|--|--|----|--|
| 第5章-II 2030年度の 再生可能 エネルギー 導入目標 | (p. 26) 兵庫県は原発隣接自治体であり、福島第一原発事故、今般のロシアウクライナ情勢を見ても原発がいかに危険な存在であるかは明白であり、国とは一線を画して、原発廃止を前提としたエネルギー策定を行うことを要望する。 | 1 | 【その他】 電源構成を含むエネルギー政策の根幹は、国が責任を持って進めるものと考えます。 県は、国のエネルギー政策の動向を注視した上で、今後必要に応じて計画の見直し等を行います。 |
| | (p. 27) 再エネ別に基本ポテンシャル及びそのうち利用可能なポテンシャルが記載されていると、県としての取組の前提として理解しやすい。 例えば、p27の図表42に記載するとわかりやすい。 | 1 | 【引き続き検討します】 国が公表しているポテンシャルデータは、土砂災害への懸念や景観の悪化など、地域の細かな実情等までは反映されたものではないため、県の再エネ導入ポテンシャルの示し方などは、引き続き検討します。 |
| 第5章-III 2030年度目標 の達成に向けた 方針 | (p. 28) 人材育成も必要だが、「全市民層へのPR活動」が必要ではないか。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 84に記載のとおり、環境学習・教育の推進、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うなど、地域住民・事業者・団体等への地球温暖化に関する情報の提供や活動の促進を行います。 |
| | (p. 28) 当面、水素社会実現より省エネ、再エネ導入を徹底することを優先するべき。 | 3 | 【既に盛り込み済みです】 p. 24～27に記載のとおり、省エネの取組及び再生可能エネルギーの導入により、2030年度温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を強化しています。 |
| | (p. 28) 兵庫県下では、瀬戸内海沿岸に重厚長大産業のほか、多数の火力発電所が立地しており県排出の6割を占めていることから、脱炭素型の産業・経済構造への転換を県民、地域と共に進めるべきだが、これが示されていない。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 P. 83において、事業者も地域の一員であり、社会的責任という観点から、従業員への環境学習・教育を実施するとともに、労働組合や消費者団体・地域団体、または行政等と連携して温室効果ガスの排出抑制等に取り組む旨、事業者の役割として示しています。 事業者に対しては、p. 29に記載のとおり、「環境の保全と創造に関する条例」に基づく温室効果ガス排出抑制計画・措置結果報告制度を強化することにより、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進します。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針 1-1 | (p. 29) 県内では2022年以降にも新たな石炭火力発電所の運転開始が予定されており、大規模排出源が増えることになる。ぜひ、県内の火力発電所廃止について検討すべき。 | 18 | 【その他】 石炭火力発電については、昨年、資源エネルギー庁が示した方針に従い、非効率な石炭火力発電は順次廃止されていくものと考えております。 なお、本計画に基づき、石炭火力発電の廃止や他燃料への転換など積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行っていきます。 |
| | (p. 29) 温暖化を進める神戸製鋼石炭火力発電所の稼働を止めてほしい。 | 8 | 【その他】 石炭火力発電については、昨年、資源エネルギー庁が示した方針に従い、非効率な石炭火力発電は順次廃止されていくものと考えております。 県としては、「発電施設の導入時点において採用可能な最も高効率で二酸化炭素排出量の少ない発電施設を導入し、適切な維持管理を図ることにより、二酸化炭素排出量を抑制すること。そのうえで、二酸化炭素総排出量の増加に見合う削減方策を売電先の対策を含め、手段を明確にして必ず確実に実施し、二酸化炭素総排出量を施設の供用によって増加させないこと。」などの意見書を平成30年3月16日付けで経済産業省に提出しています。これを受け、事業者は「施設の供用による二酸化炭素総排出量を増加させないようにする。」旨の回答を環境影響評価書（平成30年5月）に示しています。 |
| | (p. 29) 県の総排出量6322万tのうち上位20社だけで約3200万tを占め、ここの削減目標を明確にさせることが決定的であり、各社に2030年までの削減計画を明示させることと、その追跡報告体制の確立が重要である。 | 5 | 【既に盛り込み済みです】 p. 29に記載のとおり、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業者等に温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を義務づけており、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進します。 |
| | (p. 29) 兵庫県の排出量の6割強を占めている神戸製鋼・住友セメント・日本製鉄・関電などに厳しく排出削減を求めることになると思うが、その具体策はできているのか。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p. 29に記載のとおり、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業者等に温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を義務づけており、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進します。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|---------------------------|--|----|--|
| 第5章-IV 削減策の取組 方針1-1 | (p.29) 「条例に基づく温暖化アクセス制度として、一定規模以上の工場・事業所の新增設を行う事業者に対して・・事前届出を義務付け」、「条例に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築・増築しようとする者に対し・・」とあるが、新增設だけでなく既設工場・事業所、建築物への適用も検討するべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業者等に温室効果ガス排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を義務づけており、既設工場等についても、生産工程の改善や省エネ設備の更新等を含む新たな2030年度削減目標や目標達成のための対策の作成を促進するとともに、積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行います。 |
| | (p.29) 国に炭素税の導入を求めるべき。 | 1 | 【その他】 炭素税の導入については、現在国において検討中であるため、動向を注視します。 |
| | (p.29) 全ての発電所において、コ・ジェネレーションを導入した取組を重視するべき。水道と同様に温排水を利用した給湯システムを公的にライフラインに準じて整備し、エネルギー効率を引き上げるべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | (p.30) 「事業者によるカーボンフットプリントを推進し・・」の取組について、「製造から消費（川上から川下）まで一体となった」とあるが、循環型社会を指向する上では資源採取からリサイクルなども含んだ「ライフサイクルにわたる」といった記述が望ましいと思う。 | 1 | 【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、下線部のとおり修正しました。 事業者によるカーボンフットプリントを推進し、製品製造に伴うCO ₂ 排出量の見える化を図るとともに、県民による脱炭素製品等の購入を促し、商品やサービスのライフサイクル全体にわたる温暖化対策を推進する。 ※p.39に再掲あり。 |
| | (p.29) 取組内容への追加として、「化石燃料依存型の産業から脱炭素型産業への転換」を提案する。 具体的な施策としては、産業の転換を促すためのアナウンス・補助金、労働者への教育・訓練・給付金など新産業への移行促進などが挙げられる。 削減効果：産業・業務・家庭・運輸 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 「兵庫県特定物質排出抑制に関する指針」に基づき、事業者にて2030年度の削減目標を策定させるとともに、脱炭素社会を実現するための取組方針の策定等を促します。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針1-2 | (p.29) 「事業者の温室効果ガス排出削減の推進」として、一定規模以上の事業者に排出削減計画書の作成や報告を求めるものの、これは各事業者が自ら定めた排出削減計画を実行するものである。削減目標達成に向けては、こうした自主的な取り組みに頼るのではなく、県として実質的に温室効果ガス排出削減を促す仕組みを構築することが必要ではないか。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、温室効果ガス排出抑制計画書の策定及び措置結果報告書の提出、公表制度は、実質的に温室効果ガス排出削減を促す仕組みと考えています。 |
| | (p.30) FC電車を織り込むべき。特に非電化区間であれば電化工事は無用で、重量物の水素ポンペを搭載して走行できるので効果が出やすい。また、路線周辺の地域が再エネ利用のR水素を作成すれば地域の発展になる。加えて、地域の鉄道ネットワークをICT化して、地域間の物流の活性化で採算改善の一助とする。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.21に記載のとおり、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向けた取組の方向性の一つとして、「非電化区間のディーゼル列車のFC化」を掲げています。 |
| | (p.30) 県下の戸建て住宅の屋根に太陽光発電を設置した場合の発電量を最大ポテンシャルとして、設置率を何%目指すといった具体的な目標と支援策を記載するべき。 | 1 | 【今後の検討課題です】 p.26に記載のとおり、県全体の住宅用太陽光発電の総量(kWh)で目標値を設定の上、進捗管理していますが、各住宅の立地環境や構造等が様々であることから、設置率については今後検討します。 なお、補助等の支援策については、p.30、35及び39に記載しています。 |
| | (p.30) FIT利用の売電魅力がなくなり設置意欲が低下するのを避けるため、自家消費型住宅用太陽光発電の設置効果もわかりやすく記載するべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.26に記載のとおり、太陽光発電に限らず、再生可能エネルギーの導入は、脱炭素社会の実現に不可欠であることはもとより、レジリエンスの向上や地域資源の有効活用の観点からも更に導入拡大を図る必要があることから、再エネ主力電源化を見据え、第5次計画で設定した2030年度再生可能エネルギーの導入目標を強化します。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|---------------------------|---|----|--|
| 第5章-IV 削減策の取組 方針1-2 | (p.30) 再生可能エネルギー、特に太陽光発電をさらに普及拡大するには、家屋の屋根上をもっと活用すべき。 そのためにも、新築や改築などのタイミングで太陽光発電のメリットを分かち合ってもらえるような普及啓発が必要ではないか。 | 1 | 【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、p.30「2 事業活動や家庭でのエネルギー利用の効率化」2段目について、以下のとおり下線部を追記しています。 住宅関係事業者等の協力を得ながら、県民に太陽光発電の導入効果について分かりやすくPRするとともに、家庭用蓄電システムや電気自動車充電設備(V2H)、住宅用太陽光発電システムの設置に対して補助を行うことで、創エネ設備の導入及び電力の自家消費を促進する。 ※p.35、39に再掲あり。 |
| | (p.30) 電気自動車の普及も急がれるが、乗り換えには特典や補助が必要。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.30に記載のとおり、温室効果ガス排出の少ないEV等導入への補助・融資等の支援を行います。 |
| | (p.30) ガソリンスタンド等に電気充電スタンドを設置する場合の補助制度を創設すべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 国の補助金の活用等が有効と考えますが、ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | (p.30) 「家庭用蓄電システムや電気自動車充電設備の補助を行う」とあるが、戸建て住宅だけでなく、マンションへの設備設置補助も行うようにしなければ、電気自動車の普及は進まない。「戸建て及びマンションへ適用する」と明記すべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 集合住宅のニーズや導入効果なども踏まえ、ご提案いただいた内容について引き続き検討します。 |
| | (p.30) ZEBやZEHをもっと広報してほしい。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.30に記載のとおり、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを旨とするZEHやZEBの普及を促進します。 |
| | (p.30) 運送部門では、欧米諸国の圧力に屈する拙速な電気自動車の導入には反対する。2030年過ぎまでを見通した場合には、日本の抜きんでたハイブリッド、スカイアクティブなどの技術による低燃費車の導入比率を引き上げることの方がエネルギーバランスの観点からも現実的である。 | 1 | 【その他】 2050年実質ゼロ社会に向けては、CO ₂ を排出しない電気自動車の普及が必要と考えますが、p.30に記載のとおり、当面の2035年までは、乗用車の新車販売を100%電動車(ハイブリッド自動車含む)にすることを念頭に支援等を行います。 |
| | (p.30) 取組内容への追加として、「天然ガス・LPGから、再生可能エネルギー由来の電力、バイオマス、廃熱利用への転換を促進する」を提案する。 削減効果：産業・業務・家庭・運輸 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.35～39に記載のとおり、再生可能エネルギー導入に関する支援や各取組の実施により、産業部門をはじめとした各部門への同エネルギー導入を促進します。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針1-3 | (p.31) 「下水処理場・下水汚泥のバイオガス化及び固形燃料化によるエネルギーの有効活用推進」とあるが、水素製造も可能と思われる。下水処理場に水素ステーション建設も加えるべき。 | 1 | 【今後の検討課題です】 現在、下水汚泥からの水素製造や水素利用については実証実験の段階であり、需要と供給のバランスやコスト面など解決すべき課題もあることから、今後の検討課題とさせていただきます。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針1-4 | (p.31) 木材の利用については、燃料にしてもカーボンニュートラルではあるが、木材を建築物などの構造物として利用すれば炭素固定になり、森林管理によるCO ₂ 吸収と合わせてカーボンマイナスになる。この点をCO ₂ 削減効果に織り込んでどうか。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.25図表39「吸収源」において、「建築物への県産木材利用促進」をCO ₂ 削減効果として盛り込んでおり、p.44に記載のとおり、カーボンニュートラルな資源としての木材利用を促進します。 |
| | (p.31) 取組内容への追加として、「県民と事業者の対話を促し、店舗の深夜営業や過剰包装、自動販売機などの過剰なサービスの削減や、環境配慮型の商品・サービスの開発を促進する」を提案する。 削減効果：産業・業務・家庭・運輸 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.84、85に記載のとおり、県及び市町の役割として、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、地域の住民・事業者・団体等との連携により、地域に応じた取組を進めます。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針1-6 | (p.32) 格子状高規格道路建設計画を見直すべき。(物流を鉄道、船等に戻していく) | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.33に記載のとおり、鉄道、船舶への物流に転換するモーダルシフトを推進します。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|---------------------------|---|---|---|
| 第5章-IV 削減策の取組 方針1-7 | (p.33) 県立学校を含め、新設する県施設を原則ZEB化するべき。 | 1 | [引き続き検討します] ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | (p.33) 既設県施設の計画的なZEB化改修計画を作るべき。 | 1 | [引き続き検討します] ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針1-8 | (p.34) 有機農業や地産地消を積極的に進めるべき。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.34に記載の「兵庫県環境創造型農業推進計画」に基づき、有機農業実施面積の拡大を推進します。 また、p38に記載のとおり、「まちづくり基本方針」に基づき、エネルギーや食の地産地消で自立したまちを目指します。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針2 | (p.35) 住宅用太陽光発電について、高齢者にも理解できるようにしてほしい。非住宅用の場合、自然が破壊されるような設置にならないように進めてほしい。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.30及びp.35に記載のとおり、県民に太陽光発電の導入効果について分かりやすくPRします。また、p.84に記載のとおり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮した上で、地球温暖化対策推進法第21条第5項に基づき市町が定める促進区域の設定に関する基準を定めるなど、地域共生型の再生可能エネルギー導入を促進します。 |
| | (p.35) 各市で再生可能エネルギーを推進し、県は市に補助金を出すべき。 | 1 | [その他] 県内市町はそれぞれが地域の実情に応じた再生可能エネルギーの推進施策を実施しています。引き続き、市町と連携し、県全体での再生可能エネルギーの導入拡大を促進します。 |
| | (p.35) 公共施設や一定規模以上の建築物あるいは事業者に対しては、再エネ導入を義務化する条例を制定するなど、新しい制度が必要である。 | 3 | [引き続き検討します] ご意見いただいたような制度の創設については、引き続き検討します。 |
| | (p.35) 兵庫県は山河の自然環境に恵まれた土地柄であるため、再生可能エネルギー潜在量(太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマス等)の調査を進め、地域で積極的に利用出来るようにする支援・補助を求める。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.38に記載のとおり、未利用スペース(荒廃農地やため池等)を活用した太陽光発電(ソーラーシェアリングや水上設置)の導入可能性の調査、太陽光発電やバイオマス発電及び熱供給の導入を進め、各地域において「地域循環共生圏」の創出を目指します。 |
| | (p.35) 石炭火力発電へのアンモニア混焼を表明している事業者もあるが、アンモニア生成時のCO ₂ 排出や、燃焼時の大気汚染物質排出等の課題があるため、不確かな技術ではなく、確立している再エネに力を注ぐ指導が必要である。 | 1 | [引き続き検討します] p.29に記載のとおり、石炭火力発電の廃止・燃料転換等も含めた積極的な削減策に取り組むよう指導・助言を行います。 ただ、本件に限らず、実質ゼロの実現は、現在の取組の単純な延長線にあるとは言えず、ダイナミックな技術革新等が必要であることから、イノベーションの進展等の状況も注視しながら、必要に応じて計画の見直しを検討していきます。 |
| | (p.35) 再生可能エネルギー(洋上風力・波力発電等)の拡大に資源を投入すべき。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.36に記載のとおり、引き続き全国の先進事例等の情報収集を行い、県内での新たな掘り起こしを推進します。 |
| | (p.35) ・自治体呼びかけで再エネ電気共同購入(東京都他) ・太陽光パネル、蓄電池共同購入事業(長野県)を実施すべき。 | 1 | [引き続き検討します] ご提案いただいた施策については、本県で取り組む上での効果等も検証しながら、引き続き検討します。 |
| | (p.35) 屋根貸し台帳を整備すべき。 | 1 | [引き続き検討します] 建物ごとに太陽光発電への適合度を地図上に示した、いわゆる「ソーラー屋根台帳」については、地域の実情等を考慮したポテンシャルの把握方法等に関して課題がありますが、引き続き検討します。 |
| | (p.35) 兵庫県の豊かな自然を生かした自然エネルギーの開発に予算をつけ、取り組んでほしい。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.35～39に記載のとおり、再生可能エネルギー導入に関する支援等の事業を実施しており、今後も地域資源を生かした同エネルギー導入を推進します。 |
| | 第5章-IV 削減策の取組 方針2-1 | (p.35) 太陽光パネルの廃棄、リサイクルに対する体制も早急に確立すべき。 | 1 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|-----------------------------------|--|----|---|
| 第5章-IV 削減策の取組 方針2-3 | (p.36) バイオマス発電は、燃料を海外に依存したものであれば「カーボンニュートラル」とは言えない。地産地消の県内産燃料供給と計画的な植林造林が伴わなければ、二酸化炭素を吸収する森林を失い、二酸化炭素の排出が増えるだけとなる。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.44に記載の「県産木材の利用促進等に関する指針」に基づき、県産木材の安定供給の推進や木質バイオマスの利用促進に取り組みます。 また、p.38に記載のとおり、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入と域内循環を図る「地域循環共生圏」の創出を推進します。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針2-4 | (p.36) 地域の地熱資源を有効活用でき、地域分散型エネルギー供給の一端を担う温泉バイナリー発電について、補助金制度を整備し、導入目標を明確にして具体的に取り組みを進めるべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 現状、具体的な新たな計画がないため目標値も0kWとしていますが、p.36に記載のとおり、県内での再構築・新たな掘り起こしを推進します。 なお、補助金制度については、今後の動向を踏まえて検討します。 |
| | (p.36) 小型風力発電機、家庭用風力発電機の郊外住宅、工場への導入推進を検討すべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | (p.36) 地熱も地熱発電ばかりではなく、もっと戸建て住宅、オフィスビルを中心に地中熱利用の促進を図るべき | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.37に記載のとおり、太陽熱や地中熱、バイオマス熱など再生可能エネルギー熱利用の普及拡大を推進するため、熱供給施設の整備に対する補助や融資等の支援を行います。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針2-5 | (p.37) 太陽熱温水器は太陽光発電に比べて安価でエネルギー変換効率も高く、リサイクルも容易であるため、郊外の住宅や工場での利用促進を推奨すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.37に記載のとおり、太陽熱や地中熱、バイオマス熱など再生可能エネルギー熱利用の普及拡大を推進するため、熱供給施設の整備に対する補助や融資等の支援を行います。 |
| | (p.37) 太陽光発電において、耕作放棄地での農地転用も挙げられているが、農地転用よりもソーラーシェアリングによる農地再開を念頭に送電線網へのアクセスへの助成などを図り、農業従者の拡大を図るべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 p.37に記載のとおり、自立・分散型地域エネルギーシステムを導入するなど先導モデルとなる設備を整備する地域団体等に対して補助等により、荒廃農地などにもソーラーシェアリングの導入を促進していますが、ご提案の内容については引き続き検討します。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針3 | (p.38) 気候危機対策に全力をあげるとともに、エネルギー・電力供給は再生可能エネルギーによって自給自足が可能であるとの大きな目標を県政策として掲げるべき。 | 2 | 【既に盛り込み済みです】 p.38に記載のとおり、再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー代金を域外に流出させない自立で持続可能な災害に強い地域分散型エネルギーシステムを構築する「地域循環共生圏」の創出を推進しています。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針4 | (p.39) 今の快適な暮らしから「COOL CHOICE」、「省エネ」、「エシカル消費」などへのライフスタイルを転換するには、費用、不自由、苦痛など不利になることばかり。簡単に表現されているが、何か白々しさを感じる。省エネでは、買い換えよりも現状使用品のメンテナンスを優先すべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 2050年脱炭素社会の実現に向けては、日常生活における個人の行動変容も重要となりますので、引き続き「COOL CHOICE」等の取組を推進していきます。 また、使用品のメンテナンスによる長寿命化など、持続可能な循環型社会の構築に向けた施策を展開していきます。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針4-3、 4-4 | (p.41、48) Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)の3Rは簡素で定着してきたが、今後はこの3Rに、Repair(リペア)とRefuse(リフューズ)を加えた5Rが必要になってくるのではないかな。 | 1 | 【引き続き検討します】 国が定める「循環型社会形成推進基本計画」においては、Reduce、Reuse、Recycleの3Rを推進していますが、県としては、RepairとRefuseも重要な取組と考えますので、そのような視点も取り入れながら、持続可能な循環型社会の構築に向けた施策を展開していきます。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針4-4 | (p.41) ジュース・水等のペットボトルを牛乳同様、再生可能な紙パックに置き換えることを推進してはどうか。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.41に記載のとおり、紙製品も含めたプラスチック代替製品への転換を進めるための取組を推進します。 |
| | (p.41) プラスチックごみを減らすべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.41、42に記載のとおり、プラスチックごみ対策に関する取組を推進します。 |
| | (p.41) リサイクルにかかるカーボンフットプリントを考えると、CO ₂ 削減効果はあるのか。使用しないライフスタイルを考えるべき。どうしてもプラごみは、サーマルリサイクルの方が合理的ではないか。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.41に記載のとおり、3Rの徹底によりプラスチックごみを削減させるとともに、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチック等のプラスチック代替製品への転換を促進します。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|---------------------------|--|----|--|
| 第5章-IV 削減策の取組 方針4-4 | (p.41) マイバッグ運動は定着してきたので、例えば容器包装の減量、規制運動のような新しい取組は明示できないのか。 | 1 | [引き続き検討します] ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針4-5 | (p.42) 小家族が多くなっている中、基本的に現在の食品パックは量が多く、販売は逆に動いている。小量は基本的に割高であるため、販売業者への指導と対策が求められる。 | 1 | [引き続き検討します] 消費者の環境意識の高まりを受けた産業界の動向を注視していきます。 |
| | (p.42) 学校教育、家庭のしつけ教育の中で、「もったいない」精神が廃れてしまっているように思う。教育をどうしていくのか考えるべき。フードドライブは家庭に頼るより、第一義的には販売店、メーカーが取り組むべきではないか。そもそも、家庭でそういう食品が発生することがおかしいのではないか。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.42に記載のとおり、温室効果ガス排出の少ないライフスタイルへの転換に繋がる「フードドライブ」の全県展開を図り、食品ロス削減を推進します。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針4-6 | (p.42) ブランド品以外は買い取りせず、焼却されている可能性が高い。資源回収はなされているが、周知徹底不足。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.41に記載のとおり、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、引き続き、一層の廃棄物の3Rの徹底を図ります。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針5 | (p.43、50) 鹿、猪などから森と国土を守るために、獣肉の消費推進を図るべき。現在、獣肉の消費は殺傷数の15%程度（ジビエレストラン）と聞いている。肉と皮の消費推進に補助金をもっと出していくべき。CO ₂ を大量にはき出す牛肉消費は時代遅れ。 | 1 | [引き続き検討します] 県では、捕獲されたシカ等の有効活用を行うため、シカ丸ごと一頭活用大作戦を展開しており、処理加工施設やレストラン等が設立するひょうごニホンジカ推進ネットワークと協力して、ジビエの普及・需要増に取り組んでいるところです。引き続き、ジビエの利用拡大に取り組んで参ります。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針5-1 | (p.43) 市民が森に投資する仕組みを作ってはどうか。その資金で森を整備し、植林をする。その樹木が育ったら伐採してお金にして資金提供者に還元する。 | 1 | [引き続き検討します] p.43に記載のとおり、「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」を活用した県内森林の植林活動等の取組を推進しておりますが、ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | (p.43) 「里山」等は中間地域に住んでいる住民にとって、命の源であると考えている。二酸化炭素の吸収源でもある里山等の保全の支援をお願いしたい。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.43に記載のとおり、CO ₂ の吸収機能を含めた森林の多面的機能が持続的に発揮できるよう、「植林・保育・伐採・利用」を行う資源循環型林業を展開し、豊かな森づくりと適正な森林管理を進めます。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針5-2 | (p.44) 製造時に多くのCO ₂ を排出するコンクリート製を止めて、木材を使った建物を推奨すべき。県の施設はすべて木製にする。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.44に記載のとおり、公共施設や民間施設の木造・木質化を推進するとともに、木造住宅における県産木材のシェア拡大を推進します。 |
| | (p.44) 伐採した木は大切に扱ってほしいため、セルロースナノファイバーの開発にも力を注いでほしい。 | 1 | [既に盛り込み済みです] p.21に記載のとおり、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向けた取組の方向性の一つとして、セルロースナノファイバーなど環境負荷の少ない素材の製造・活用による高度な循環型社会の実現を掲げています。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針5-3 | (p.44) 道路や公園等の緑化運動を進めるべき。 | 2 | [既に盛り込み済みです] p.44に記載のとおり、都市緑化等によるヒートアイランド対策と吸収源対策として、住民団体等が行う植樹や芝生化などの緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」による都市緑化を推進します。 |
| | (p.44) 「都市緑化を推進する」とあるが、明石公園の樹木が大量に伐採されており、この方針に反することを県が率先して行っていることに抗議する。伐採した本数の樹木苗木を補植することを要求する。 | 1 | [対応困難です] 明石公園の一部樹木は、文化財の保全と歴史的景観の維持向上を目的とし、やむを得ず伐採したものであることから、伐採した本数の樹木苗木の補植は対応困難と考えます。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針5-4 | (p.45) 「工場・事業場や下水処理場からの適切な栄養塩供給を図る」とあるが、栄養塩を破壊する「火力発電所の温排水への塩素使用」を禁止しなければ効果がない。火力発電所の冷却配管づまり除去にはスポンジボール利用を義務づけ、塩素使用を止めるよう指導・助言を行うことを追加すべき。 | 1 | [その他] 排水中の塩素濃度について、基準はないため知見の収集に努め、必要に応じて検討の課題とさせていただきます。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|---------------------------|---|----|---|
| 第5章-IV 削減策の取組 方針6-1 | (p.45) 人材育成に「地球温暖化防止活動推進員」がクローズアップされているが、こんな当てのない「やってます！感」の表現はない。小職は昨年よりこの役を委嘱されたが、難しい。 育成、教育活動は、権威・義務・統制などが背景にないと進まない。 | 1 | 【引き続き検討します】 地球温暖化防止活動推進員の協力の下、地域で普及啓発活動を実施することにより、地域内で環境意識が高まるなどの効果が期待できると考えています。 P.45からp.46に記載の人材育成事業とも連携した活動も進めながら、引き続き地域に根ざした普及啓発等を促進します。 |
| | (p.45) 学生推進員の対象を広げ、小学生、中学生、高校生も参加する仕組みとして、推進員とこれらの学生推進員との交流を図ってはどうか。 次に、企業との交流を実現する。 | 1 | 【引き続き検討します】 学生推進員の事業は、2021年度から始めた取組であり、効果を検証した上で、ご提案いただいた内容について引き続き検討します。 |
| 第5章-IV 削減策の取組 方針6-2 | (p.47) より良い再生可能エネルギーの研究や推進への予算を増やして進めるべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.47に記載のとおり、地球温暖化対策に資する研究への支援や、県民・事業者・団体・行政等各主体のニーズに沿った情報の発信を行います。 |
| 第6章-III 適応策の取組 | (p.63) 「森林の災害外力」に対する強靱性を高め、局地的な豪雨等においても下流域に甚大な被害を与えないよう、山腹崩壊や土石流等山地災害被害を防止・軽減するため、事前防災への取組にも施策重点を拡充していくこと。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.64に記載のとおり、適応策の取組として、森林の防災機能向上に関する施策を推進します。 |
| | (p.63) ●危険渓流の流木・土石流被害を軽減するため、災害緩衝林の造成や簡易流木止め施設を設置、●危険木伐採等の森林整備による里山林の土砂災害等の抑制、●高齢人工林をパッチワーク状に部分伐採した跡地に広葉樹を植栽し、風水害等に強い多様な森林を整備、●地域住民や森林ボランティア団体等による自発的な森林整備活動（危険木伐採、土砂流出防止柵設置等）の支援等があるが、それを実行に移すための仕組みづくりをお願いしたい。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.64に記載している内容については、現在の取組を示したものです。 |
| | (p.69) 市内に残る少ない田んぼのうち、夏場に水田として使用されている所でも稲作が途中で止められたりしている。温暖化防止のためにも水田として残してほしい。 | 1 | 【その他】 p.70に記載のとおり、適応策の将来の取組の方向性として、CO ₂ の削減及び生物多様性の保全に貢献するグリーンインフラ（例：農地、緑地、河川等）の活用を推進します。 |
| 第7章-II 推進体制 | (p.85) 新設する「ひょうごカーボンニュートラル推進センター（仮称）」については、従来の市場メカニズムを理解しつつ、強い施策執行力を兼ね備えた体制が望まれ、同センターによるリーダーシップを強力に発揮すべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 p.86に記載のとおり、（公財）ひょうご環境創造協会内の各組織を一体的に運営するとともに、県民・事業者・団体・行政等の各主体間をつなぐ中間支援組織としての機能が期待される「ひょうごカーボンニュートラル推進センター（仮称）」においては、県及び関係機関とも連携し、国内外の動向に対応した新たな施策の立案等に努め、中小企業をはじめとする事業者対策を推進します。 |
| その他 | 関連データが豊富であり、ノウハウの蓄積がある兵庫県に「防災庁」を創設すべき。災害データの分析及び富岳等による研究開発の先端化を図り、災害の復旧復興策、さらには事前防災、減災技術に資する研究開発等、英知の拠点とすべき。 | 1 | 【その他】 防災庁の創設については、国際防災関係機関が集積する神戸周辺への設置に向け、国に要望しています。 |
| | 「地球温暖化」を「地球熱帯化」に、「温室効果ガス」を「環境悪化ガス」に、「温帯地域」を「亜熱帯地域」に改め、さらに「温暖化、〇〇効果ガス」の表示を今日の緊急事態に相応しい「危機を体现する」表示表現に改め、社会の意識啓蒙を図ること。 | 1 | 【その他】 本計画は、国内外の文献等を参考にして適切な用語や表現を用いています。今後計画を見直す中で、必要に応じて適切な表現に改めるなど対応します。 |
| | ゼロカーボンにするため、原子力発電所は建設ストップとし、他県の原子力発電所の操業を止めるよう呼びかけてほしい。 | 1 | 【その他】 電源構成を含むエネルギー政策の根幹は、国が責任を持って進めるものと考えます。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|-----|--|----|---|
| その他 | 風車・太陽光を手掛けている企業がなくなっている中、温暖化対策が事業になるよう県内企業を育成すべき。例えばAIを利用して飛躍的に効率を高める方法を見出す企業を育成すると、ごみ発電の最適な燃焼運営などを考えることができるかもしれない。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.46に記載のとおり、脱炭素経営に必須となるAI、IoT、DX等に関するセミナー等を実施し、温暖化対策に資するIT人材育成を支援します。 |
| | 新温泉町の温泉バイナリー発電は十分な活用ができていないため、改修するか再度新設してほしい。温泉熱の利用が軌道に乗れば日本全国で有効活用ができる。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 新温泉町のバイナリー発電は、非常時において活用できると聞いています。 現状、具体的な新たな計画がないため目標値も0kWとしていますが、p.36に記載のとおり、県内での再構築・新たな掘り起こしを推進します。 |
| | 大学・高専などが積極的に取り組むよう、防災分野等をはじめとした研究費の支援を実施すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 p.47に記載のとおり、「兵庫県最先端技術研究事業」により、産学官連携による萌芽的な研究調査や立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトに対して補助を行うなど、地球温暖化対策に資する研究等への支援を行っています。 |
| | 紙パックが増えると紙の需要が増え森林資源が減りCO ₂ 吸収量が減少する懸念があるため、工作放棄地にケナフを植えて紙資源として有効活用してはどうか。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | 環境活動家のグレタさんに代表される次世代の担い手であるZ世代の声（話し合い）を反映した内容であるべき。また、学校教育現場での気候変動教育（ESD/SDGs）との連携や、環境及びエネルギーについての情報交換が市民間レベルでできるZ世代による「デジタル空間（プラットフォーム）」の構築を検討すべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 p.45、46に記載のとおり、「再エネ事業化人材育成事業」及び「ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクト」により、若い世代を含めた人材の育成を実施しています。 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | 世界では増える方向にある原発の有効活用について、我が国では構成比以上の深掘りが避けられているように見受けられるため、原発の使用ゼロ化ではなく、平然たる意見交換を客観的にすべき。 再エネだけでは国民負担が大きく、現実的かつ総合的なエネルギー問題への対応に、兵庫県としての立ち位置を示すことも今後の道標の一つとして大切である。 | 1 | 【その他】 電源構成を含むエネルギー政策の根幹は、国が責任を持って進めるものと考えます。 |
| | 1991年のピナトゥボ火山の大噴火による冷害や、最近のトンガの大噴火や阿蘇山の噴火警戒レベル3の事態しかり、万一の火山噴火によって太陽光発電はエネルギー源として十分に賄えるのだろうか。ある意味、脱炭素ばかりでなく地球寒冷化にも備えるエネルギー強靱化視点も少なからず必要ではないか。 | 1 | 【その他】 今後も、国内外の機関（IPCC、環境省、研究機関等）から得られる科学的知見を注視しながら、計画を推進していきます。 |
| | 成果の見え難いCO ₂ 削減策ありきの施策は懐疑的となり取組への支持も消極的になるため、具体的な取組が見える化されれば、温暖化防止に寄与するのではないか。例えば、環境負荷が極めて大きい産業と言われるファッション業界において、神戸ファッション業界あげての計画的な取組を促し、エンカル消費情報などを発信させる施策も重要ではないか。 | 1 | 【今後の検討課題です】 産業界で脱炭素の流れが加速する中、今後の取組の動向を注視した上で、具体的な取組の見える化について検討します。 |
| | SDGsの視点を大事に、環境、住民の健康、資源の有効利用、経済成長など、住みやすい兵庫県を実現するために計画を立ててほしい。 | 1 | 【既に盛り込み済みです】 「資料編」において、削減策の各取組等をSDGsの視点で整理し、一覧表で示しています。 |

| 項目等 | 意見等の概要 (意見募集時点のページ番号) | 件数 | 県の考え方 (意見反映後のページ番号) |
|-----|---|----|---|
| その他 | 知事公約の県立高校への太陽光発電設備と蓄電池の設置を速やかに進める。 | 1 | 【その他】 県立高校への「太陽光発電設備」及び「蓄電池」の整備については、令和2年度に完了しています。 「太陽光発電設備」 ※国の特別史跡(姫路城)内に立地しているなどの学校(姫路東、姫路聴覚特支)を除き、設置可能な学校には100%整備済：153校 「蓄電池」 GND基金(H25～H28)活用の範囲内で、避難所指定の学校に併せて一部の学校に蓄電池(基金必須)整備済：25校 |
| | 知事公約の県庁舎で使用するすべての電力を再生可能エネルギーで賄う「RE100」の実現を目指し、導入施設及び導入割合の拡大工程を示す計画を策定。 | 1 | 【引き続き検討します】 県庁舎RE100を推進するため、県施設への太陽光発電導入ポテンシャル調査を実施し、導入施設を精査のうえ、導入計画を検討します。 |
| | 知事公約の県公用車において、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車等の導入工程を示す計画を策定。 | 1 | 【引き続き検討します】 p.33に記載のとおり、公用車を更新又は新規導入する場合は、原則として電動車(燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)を導入することとしていますが、計画については、引き続き検討します。 |
| | 短距離航空便は廃止する方向で検討するべき。 | 1 | 【その他】 路線の決定は、各航空会社が判断すべき内容と考えます。 なお、p.39に記載の「COOL CHOICE」の推進には、長距離移動を伴う旅行時や出張時における鉄道、バス等の利用を推進することも含まれています。 |
| | 県の財産運用で、ESG投資を積極的に行うべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | 知事が公募した学生と環境問題について、議論する場を設置するべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | 無作為抽出した県民と気候市民会議を開催するべき。 | 1 | 【引き続き検討します】 ご提案いただいた内容については、引き続き検討します。 |
| | 2021年3月改定「地球温暖化対策推進計画案」のパブリックコメントを提出していますが、その具体的な成果を県民、特にパブリックコメントを提出した住民に発表すべき。 | 1 | 【その他】 各年度ごとの取組や進捗状況等を、兵庫県環境白書で公表しています。 なお、2021年3月の計画改定時にいただいたご意見及び対応内容については、以下ホームページに公表しています。 https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/info_list/21969 |
| | 審議会が2回開催されただけで改定案が決定されているため、今回の意見募集のみで終わらず、タウンミーティングや若者の意見を取り入れるための大学・学校等での周知や意見聴取の実施など、幅広く県民に知らせ、意見を聞く取組を実施すべき。 | 2 | 【引き続き検討します】 現在審議いただいている「兵庫県環境審議会大気環境部会」は、各分野の学識者に加え、消費者団体の代表者や各業界団体の代表者、県会議員等も委員に就任いただいております。幅広い分野の方々からご意見を頂いています。 計画改定後も、普及啓発イベントや「高校生環境・未来リーダー育成プロジェクト」等人材育成などの機会を捉えて、幅広く意見を聴取するよう検討していきます。 |
| | 県立明石公園の樹木伐採などもそうだが、国からの方針に独自に何の科学的検討も行わず、県民の意見を聞くこともなく、CO ₂ 抑制に関する配慮もせず、コメントもなく、一方的に実施する県の事業計画には問題がある。里山保全、直交集積板などの活用をはじめとする建造物への木材活用の促進なども含めて、しっかりと森林活用計画の策定を求める。 | 1 | 【その他】 p.43、44に記載のとおり、引き続き、森林等の整備、木材利用の促進、ヒートアイランド対策と吸収源対策の推進等を図ります。 |